

南島原市

第4期 障がい者計画

第6期 障がい福祉計画及び

第2期 障がい児福祉計画



障がいのある人もない人も共に生き、
共に過ごすことのできる
「共生社会」の実現



令和3年3月
長崎県 南島原市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景	1
2 障がい者制度の動向	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画策定の体制	6
6 「障がい」等の表記について	6
第2章 障がい者を取り巻く状況	7
1 障がい者等の状況	7
（1）各種障害者手帳所持者数の推移	7
（2）身体障害者手帳所持者の状況	8
（3）療育手帳所持者の状況	9
（4）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	9
（5）難病患者の状況	10
2 各種障害者手帳の所持状況	10
（1）就学前の障がい児の状況	10
（2）就学している障がい児の状況	11
3 アンケート調査の結果概要	13
第3章 計画の基本理念と施策体系	22
1 計画の基本理念	22
2 計画の基本的方向	23
3 施策体系図	24
第4章 施策の展開	25
基本的方向1 自立した生活ができるまちづくり	25
（1）生活支援	25
（2）保健・医療	28
（3）雇用・就業、経済的自立の支援等	31
基本的方向2 いきいきと暮らせるまちづくり	34
（1）教育、文化芸術活動・スポーツ等	34
（2）生活環境	37
（3）情報アクセシビリティ	38
（4）安全・安心	39

基本的方向 3 権利が守られたまちづくり	42
(1) 差別の解消及び権利擁護の推進	42
(2) 行政サービスにおける配慮	44
第5章 障がい福祉計画.....	46
1 第6期障がい福祉計画の成果目標.....	46
成果目標 1 施設入所者の地域生活への移行	46
成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	47
成果目標 3 地域生活拠点等における機能の充実	48
成果目標 4 福祉生活から一般就労への移行等	48
成果目標 5 相談支援体制の充実・強化等	50
成果目標 6 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る 体制の構築	50
2 障がい福祉サービスの見込量と確保方策	51
(1) 訪問系サービス	51
(2) 日中活動系サービス	53
(3) 居住系サービス	57
(4) 入所系サービス	58
(5) 相談支援	59
3 地域生活支援事業の見込量と確保方策	61
(1) 必須事業	62
(2) 任意事業	70
第6章 障がい児福祉計画	73
1 第2期障がい児福祉計画の成果目標	73
成果目標 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備	73
2 障がい児福祉サービスの見込量と確保方策	75
(1) 障害児通所系サービス	75
(2) 障害児訪問系サービス	76
(3) 障害児相談支援サービス	76
第7章 計画の推進に向けて	78
1 計画の推進体制	78
(1) 関係機関との連携強化	78
(2) 国や県、近隣市町との連携強化	78
2 計画の進行管理	78

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

南島原市では、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成27年3月に「第3期南島原市障がい者計画」を策定し、市民の誰もが障がいの有無にかかわらずその能力を最大限発揮しながら、安全で安心して生活できるまちづくりを行うとともに、障がいのある全ての人の自立と社会参加の実現を目指して、障がい者施策を推進してきました。

また、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる、障がい福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、国の基本指針に基づき、平成30年3月に「第5期南島原市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス等に関する提供体制等の確保・充実に取り組んできました。

国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）や「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）などを新たに制定し、また、「発達障害者支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）などを改正するなど、法令面の整備により障がい者施策を充実させてきました。

障害者総合支援法では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、障がい者の重度化・高齢化、及び介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援や、増加が続いている医療的ケア児や発達障がい児への支援の充実、難病患者など様々な障がい者への対応の強化が求められています。

このような国の障がい者施策の動向や、南島原市の障がい者の現状と課題を踏まえ、福祉の分野に限らず、保健、医療、教育、労働、防災など多くの分野が関わりながら、障がい者の福祉の向上に向けた施策を総合的に進めるため、国や県の計画を踏まえて「第4期南島原市障がい者計画」を策定するとともに、「第5期南島原市障がい福祉計画及び第1期南島原市障がい児福祉計画」で定めた目標値やサービス見込量の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、より障がい者等のニーズや地域資源などの現状に即した取り組みや課題を整理・検証し、国の基本指針や近年行われた障害者制度改革を踏まえた「第6期南島原市障がい福祉計画及び第2期南島原市障がい児福祉計画」を一体的に策定するものとします。

2 障がい者制度の動向

国は、平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。子ども・高齢者・障がい者など、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の仕組みを構築することを目指すとしています。

これを受けて、厚生労働省は、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域共生社会を実現するために、具体策の検討に着手しています。

また、平成29年6月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、介護保険法・医療法・社会福祉法・障害者総合支援法・児童福祉法などが見直されました。地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的としています。

(1) 近年の法制度の動き

■障害者虐待防止法の施行(平成23年6月制定、平成24年10月施行)

国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課された。また、市町村の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」が設置された。

■障害者差別解消法の施行(平成25年6月制定、平成28年4月施行)

障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を提供する義務が定められた。

■障害者の雇用の促進に関する法律(略称「障害者雇用促進法」)の改正

① 平成25年6月公布、平成28年4月(一部平成30年4月)施行

雇用分野における障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が求められるとともに、平成30年度から、障がい者法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定された。

② 令和元年6月公布、令和2年4月施行

障がい者の雇用を一層促進するため、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定された。

■成年後見制度利用促進法の施行(平成28年4月制定、同年5月施行)

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人となる人材の確保、関係機関等による体制の充実強化などが規定された。

■発達障害者支援法の改正(平成28年6月制定、施行)

発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、切れ目のない支援や相談体制の整備(保健、医療、福祉、教育、労働等に関する関係機関及び民間団体相互の連携の必要性)などが規定された。

■障害者総合支援法の改正(平成28年6月制定、平成30年4月施行)

障がい者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

■児童福祉法の改正(平成28年6月制定、平成30年4月(一部平成28年6月)施行)

障がい児支援のニーズの多様化(重度の障がい児・医療的ケア児など)にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

**■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(略称「障害者文化芸術推進法」)の施行
(平成30年6月制定、施行)**

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

**■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(略称「バリアフリー法」)の改正
(平成30年5月制定、同年11月(一部平成31年4月)施行)**

高齢者、障がい者、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現することを目標として、バリアフリー化の取り組みの実施にあたり、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に留意すべき旨を明記した。

**■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(略称「読書バリアフリー法」)の施行
(令和元年6月制定、施行)**

視覚障がい者等(視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指す。

3 計画の位置づけ

(1) 障がい者計画

障がい者計画とは、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障がい者計画として策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

障害者基本法 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

(2) 障がい福祉計画

障がい福祉計画とは、「障害者総合支援法」第88条第1項の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」として、南島原市における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障がい者計画が障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、本計画は障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

障害者総合支援法 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

(3) 障がい児福祉計画

障がい児福祉計画とは、「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

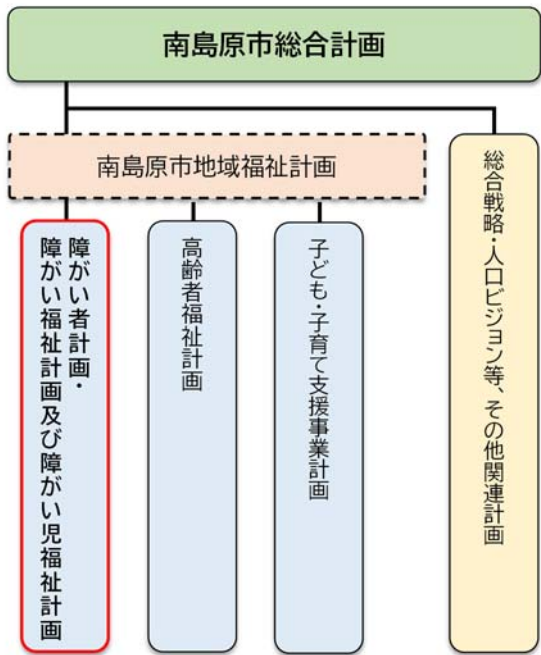
市町村障がい児福祉計画は、「市町村障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができるとされています。

児童福祉法 第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

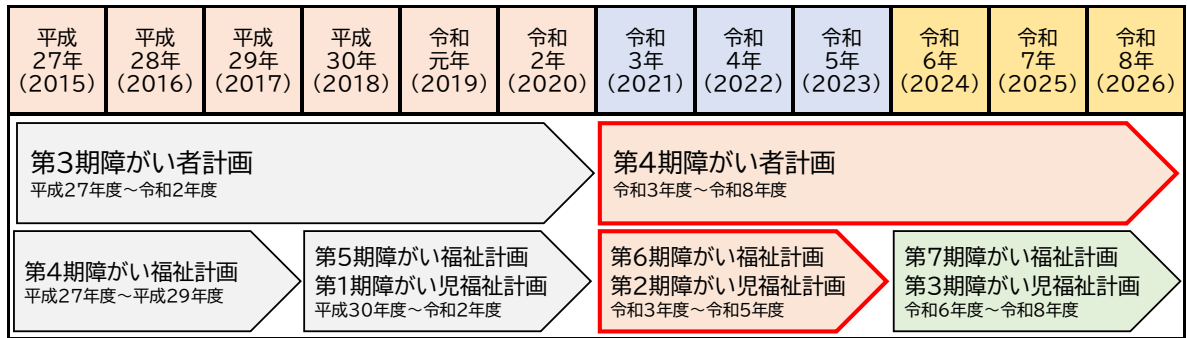
(4) その他計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本指針を定めた第Ⅱ期南島原市総合計画の分野別計画として位置付けられ、地域福祉計画、高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連する計画との整合を図りつつ、障がい者（児）福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。



4 計画の期間

第4期障がい者計画に関しては、令和3年度から令和8年度までの6年間、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画に関しては、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間と定めます。



5 計画策定の体制

(1) 南島原市障害者計画等策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、障害者基本法第36条第4項に規定する合議制の機関を設置する必要があります。そこで、障がい者及び障がい児の福祉に関する事業従事者、障がい当事者団体、保健医療機関従事者、社会福祉関係者及び学識経験者等で構成された南島原市障害者計画等策定委員会を設置し、審議を重ねました。

(2) 福祉に関するアンケート調査の実施

本計画を策定するために、市民の皆さまの日常生活の状況や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的に、南島原市管理の「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、令和3年2月1日から令和3年2月26日にかけてパブリックコメントを実施しました。

6 「障がい」等の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、可能な限り平仮名で表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第2章 障がい者を取り巻く状況

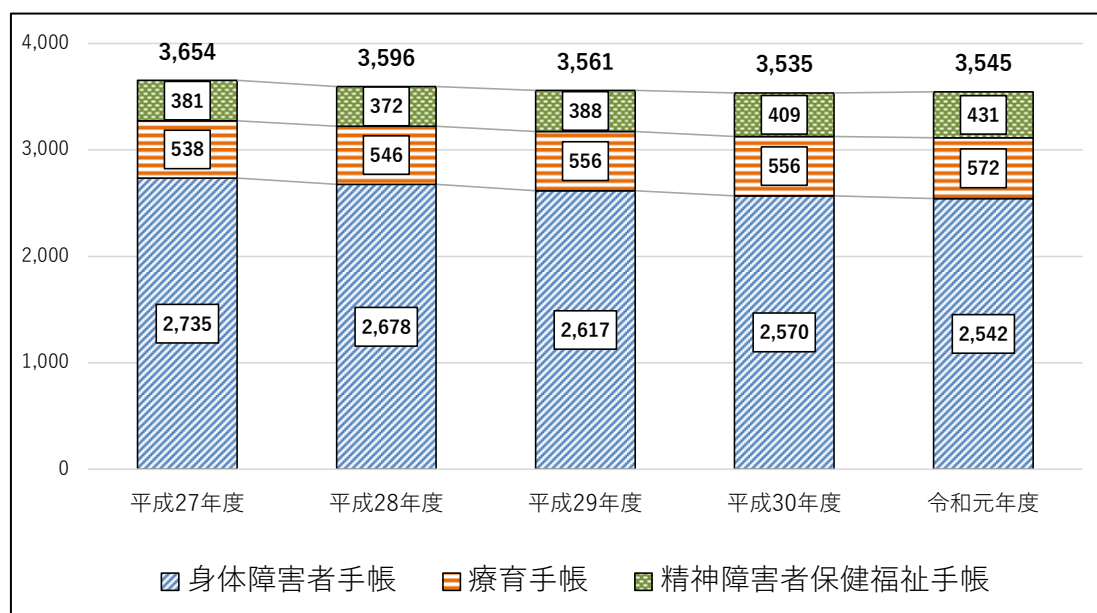
1 障がい者等の状況

(1) 各種障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、平成27年度の3,654人から令和元年度の3,545人と109人（3.0%）減少しています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者数は減少し、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数はおおむね増加しています。

療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加は、障がいへの理解が進み、手帳を取得する方が増えたことも原因の1つであると考えられます。



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障害者手帳	2,735	2,678	2,617	2,570	2,542
療育手帳	538	546	556	556	572
精神障害者保健福祉手帳	381	372	388	409	431
合計	3,654	3,596	3,561	3,535	3,545

資料：各年度末現在

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数を障害程度等級別でみると、「1級」～「5級」はおおむね減少し、「6級」は微増しています。

年齢別でみると、3区分別でおおむね減少していますが、65歳以上の方の割合は他の年齢区分と比較して減少の割合が低くなっており、全体として障がい者の高齢化が進行している状況です。

障がい種別でみると、「内部障害」はほぼ横ばいで推移しており、その他の障がい種別はおおむね減少しています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計		2,735	2,678	2,617	2,570	2,542
障害程度等級別	1級	787	772	739	729	726
	2級	417	403	393	379	378
	3級	465	464	464	465	444
	4級	644	626	611	594	594
	5級	236	226	219	209	205
	6級	186	187	191	194	195
年齢別	18歳未満	31	29	31	33	30
	18～64歳	679	635	594	565	552
	65歳以上	2,025	2,014	1,992	1,972	1,960
障がい種別	視覚障がい	240	235	218	214	205
	聴覚・平衡機能障がい	264	254	254	249	240
	音声・言語・ そしゃく機能障がい	34	33	31	32	31
	肢体不自由	1398	1360	1327	1286	1259
	内部障がい	799	796	787	789	807

資料：各年度末現在

（３）療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数を障害程度別でみると、「B 1」は減少傾向にあり、その他の障害程度は増加傾向にあります。

年齢別でみると、「18 歳未満」はほぼ横ばいの傾向にあり、「18～64 歳」及び「65 歳以上」は増加傾向にあります。

知的障がいや療育への理解が進んだことで、これまで手帳を所持していなかった方も判定を受けて所持するようになったことが、所持者が増加している原因の 1 つであると考えられます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
合計		538	546	556	556	572
障害程度別	A 1	126	127	134	134	134
	A 2	112	119	119	122	127
	B 1	177	172	167	163	170
	B 2	123	128	136	137	141
年齢別	18 歳未満	79	86	93	75	77
	18～64 歳	367	365	370	373	377
	65 歳以上	92	95	93	108	118

資料：各年度末現在

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数を障害等級別でみると、「1 級」はおおむね減少、「2 級」は平成 27 年度の 264 人から令和元年度の 283 人と 19 人増加し、「3 級」は平成 27 年度の 63 人から令和元年度の 99 人と 36 人増加しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
合計		381	372	388	409	431
障害等級別	1 級	54	48	47	45	49
	2 級	264	262	269	281	283
	3 級	63	62	72	83	99

資料：各年度末現在

(5) 難病患者の状況

特定疾患医療費受給者証交付件数の推移については、平成27年度の621件から令和元年度の526件と95件減少しています。

■特定疾患医療費受給者証交付証交付件数の推移

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
特定疾患医療費受給者証交付件数 (特定医療費(指定難病)支給認定者数)	621	630	526	504	526

資料：各年度末現在

2 各種障害者手帳の所持状況

(1) 就学前の障がい児の状況

就学前の児童の障害者手帳所持者は、平成27年度の15人から令和元年度の9人と6人減少しています。

一方、保育所等の障がい児等の受け入れ状況は、平成28年度の10人から、令和2年度の14人と4人増加しています。

■就学前障害者手帳所持者数

単位：人

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
身体障害者手帳所持者	8	5	5	5	4
療育手帳所持者	7	8	6	6	5
合計	15	13	11	11	9

資料：各年度末現在

■保育所等の障がい児等の受け入れ状況

単位：人

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
保育所	6	10	9	11	14
幼稚園	0	0	0	0	—
認定こども園	4	3	7	1	0
合計	10	13	16	12	14

資料：各年5月1日現在

(2) 就学している障がい児の状況

特別支援学校の児童数・生徒数の状況については、本市以外に雲仙市、大村市、川棚町、諫早市等に在学している状況です。

市内の特別支援学級の状況については、「知的障がい」及び「自閉症・情緒障害」では、児童・生徒数が増加傾向にあります。

放課後児童クラブの障がい児受け入れ状況については、現在1か所に対応しており、受け入れ人数は減少して推移しています。

■特別支援学校の児童数・生徒数の状況

単位：人

学校名	所在地	南島原市からの在学者数（人）			
		小学部	中学部	高等部	計
長崎県立島原特別支援学校	島原市	13	10	12	35
長崎県立島原特別支援学校南串山分教室	雲仙市	3	2	—	5
長崎県立虹の原特別支援学校	大村市	0	0	3	3
長崎県立虹の原特別支援学校みさかえ分校	諫早市	0	0	—	0
長崎県立川棚特別支援学校	川棚町	0	0	3	3
長崎県立希望が丘高等特別支援学校	諫早市	0	0	0	0
長崎県立鶴南特別支援学校	長崎市	0	0	0	0
長崎県立盲学校	時津町	0	0	0	0
長崎県立諫早特別支援学校	諫早市	0	1	0	1
合計		16	13	18	47

資料：令和2年5月1日現在

■市内の特別支援学級の状況

単位：人

			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
知的障害	小学生	学級数	14	15	15	15	15
		人数(人)	34	39	35	35	41
	中学生	学級数	6	6	5	6	7
		人数(人)	11	14	14	15	13
自閉症・ 情緒障害	小学生	学級数	10	11	12	12	10
		人数(人)	19	21	26	25	24
	中学生	学級数	5	5	4	7	7
		人数(人)	6	7	10	11	14
肢体不自由	小学生	学級数	1	2	2	2	0
		人数(人)	1	2	2	2	0
	中学生	学級数	1	0	0	0	0
		人数(人)	2	0	0	0	0
病弱・身体虚弱	小学生	学級数	1	1	1	1	2
		人数(人)	1	2	2	1	3
	中学生	学級数	0	0	1	1	1
		人数(人)	0	0	1	1	1
言語障害	小学生	学級数	0	0	0	0	1
		人数(人)	0	0	0	0	1
	中学生	学級数	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0

■放課後児童クラブの障がい児受け入れ状況

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受け入れ人数（人）	3	4	1	1	1
受け入れ施設数 （箇所）	2（23）	2（24）	1（24）	1（23）	1（23）

※施設数の（ ）内の数字は市内の全施設数を表す。

資料：各年度末現在

3 アンケート調査の結果概要

(1) 調査の目的

令和3年度を初年度とする「南島原市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の策定に向け、市内在住の障がい者・障がい児の現在の生活の状況や今後の生活についての意見や潜在的なニーズ（サービスの利用意向・福祉に関する意識等）、おかれた環境やその他の事情等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査の実施要領

①調査期間

令和2年8月1日（土）から令和2年8月28日（金）

②調査対象者及び調査方法

令和2年4月1日現在、市が管理している身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の中から抽出した2,044人を調査対象者とし、郵送法（郵送による調査票の配布・回収）により実施。

（内訳）・身体障害者手帳所持者 1,208 人（抽出）

・療育手帳所持者 456 人（悉皆）

・精神障害者保健福祉手帳所持者 380 人（悉皆）

(3) 調査数及び回答数

配布数	有効回答数	有効回答率
2,044 件	870 件	42.5%

(4) 調査結果利用上の注意

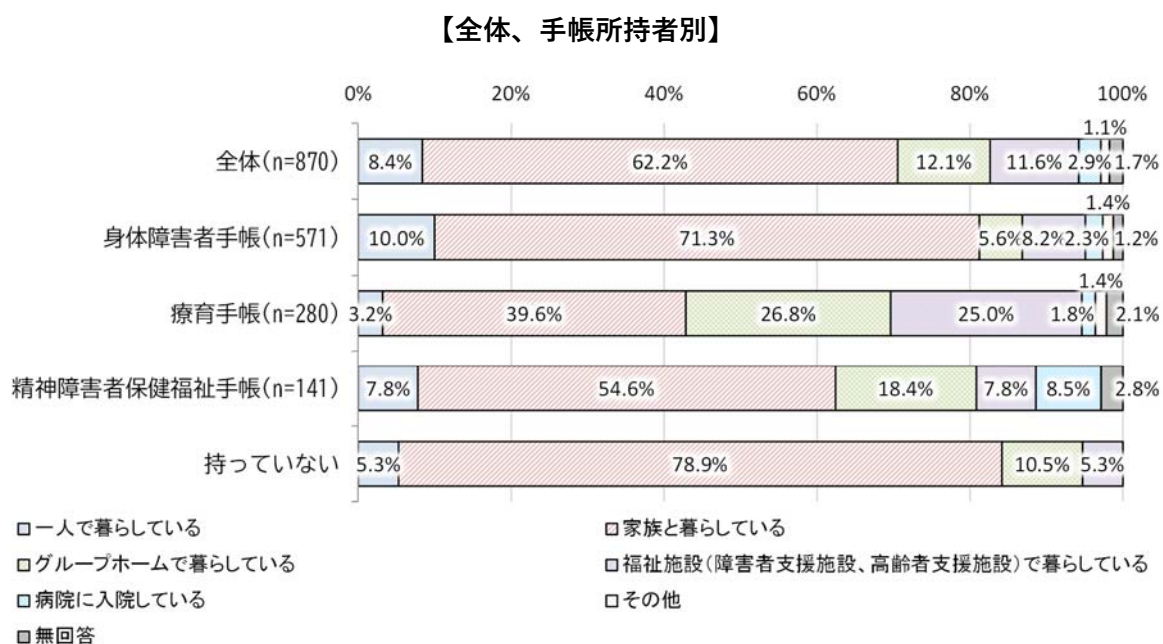
- ・各設問の n = は、回答者数を表しています。
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、選択肢ごとの割合を合計すると 100%を超える場合があります。
- ・数表・図表は、スペースの都合上、文言や数値等を省略している場合があります。

(5) 調査結果 (抜粋)

①現在の生活について

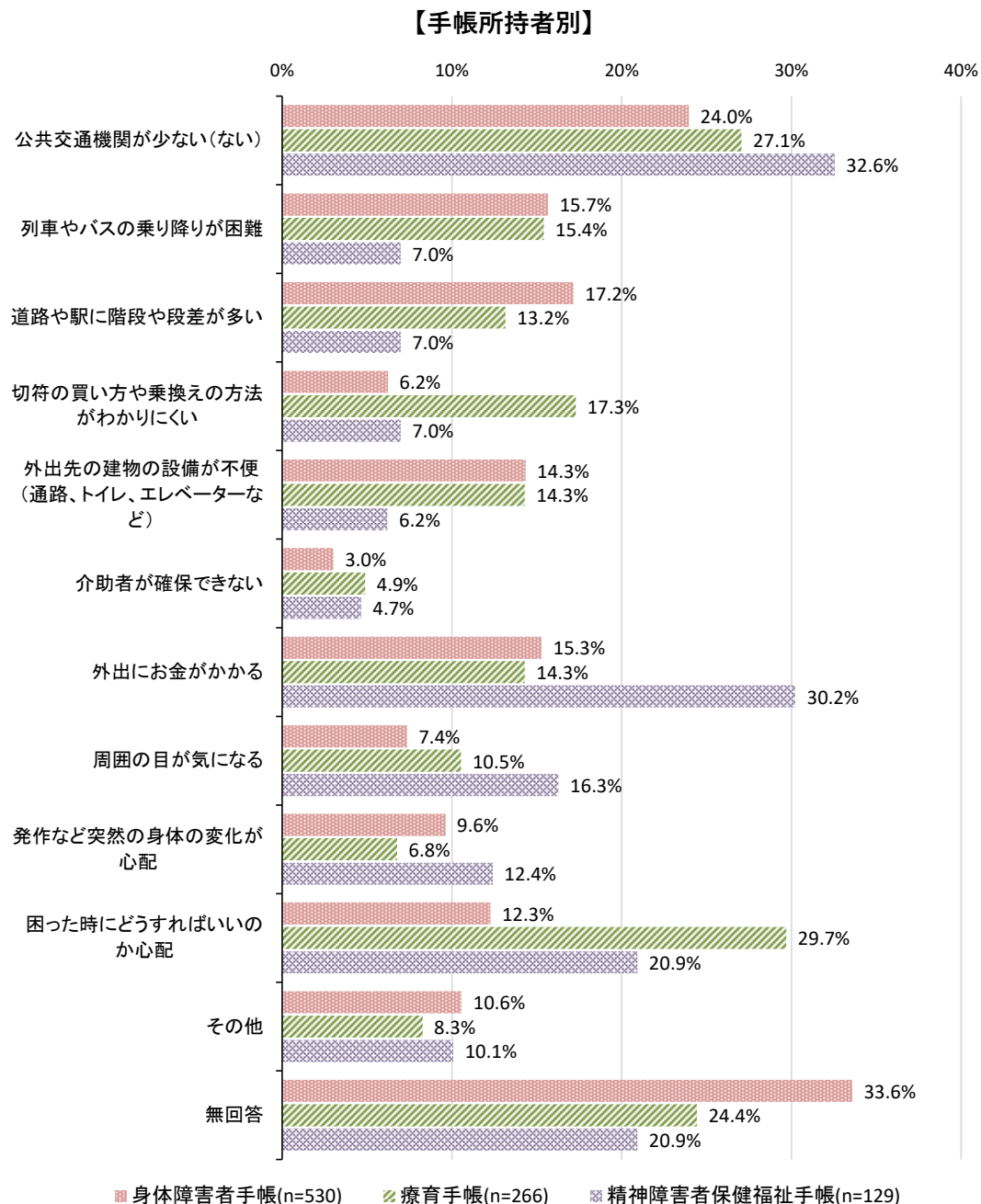
全体では、「家族と暮らしている」(62.2%)が最も高く、次いで「グループホームで暮らしている」(12.1%)、「福祉施設で暮らしている」(11.6%)となっています。

手帳所持者別でみると、療育手帳所持者では「グループホームで暮らしている」(26.8%)、「福祉施設で暮らしている」(25.0%)の割合が、他の手帳所持者より高くなっています。



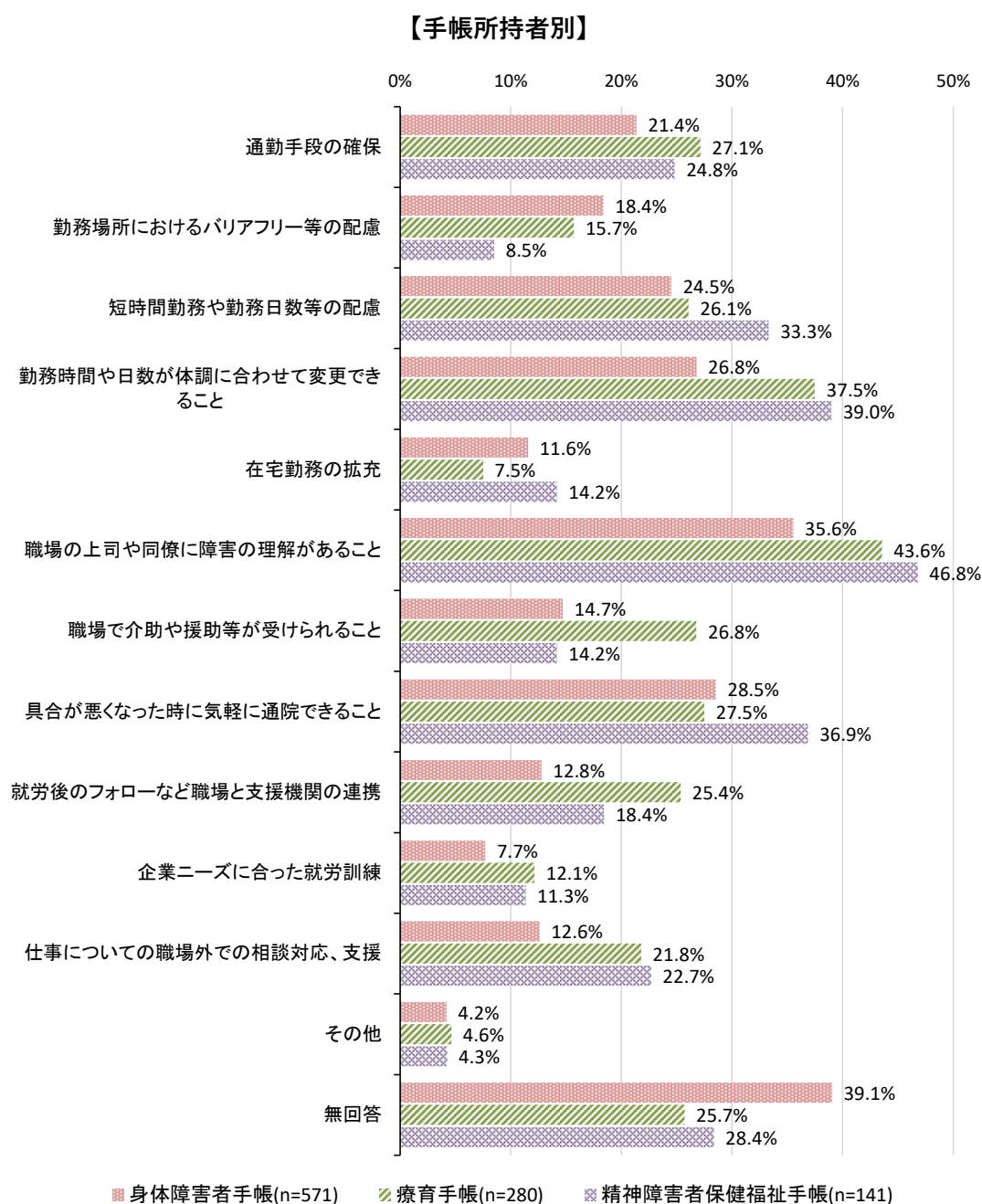
②外出するときに困ること

手帳所持者別にみると、療育手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」(17.3%)、「困った時にどうすればいいのか心配」(29.7%)の割合が高く、精神障害者保健福祉手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「外出にお金がかかる」(30.2%)の割合が高くなっています。



③障がい者の就労支援として必要なこと

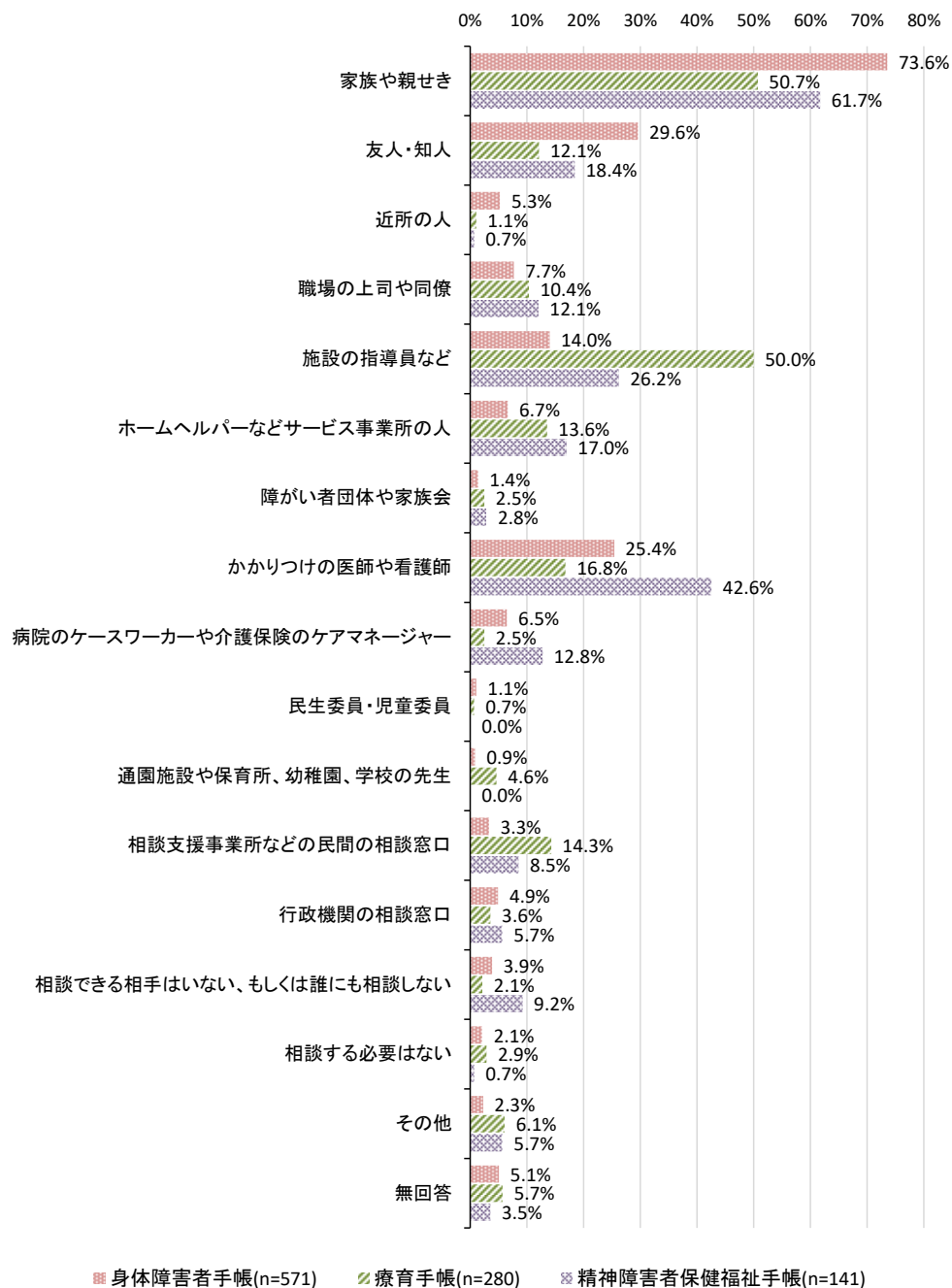
手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」(26.8%)、「仕事についての職場外での相談対応、支援」(12.6%)の割合が低く、療育手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「職場で介助や援助等が受けられること」(26.8%)、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」(25.4%)の割合が高く、精神障害者保健福祉手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」(36.9%)の割合が高くなっています。



④ 普段の相談相手

手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「友人・知人」(29.6%)の割合が高く、療育手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「施設の指導員など」(50.0%)の割合が高く、精神障害者保健福祉手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「かかりつけの医師や看護師」(42.6%)の割合が高くなっています。

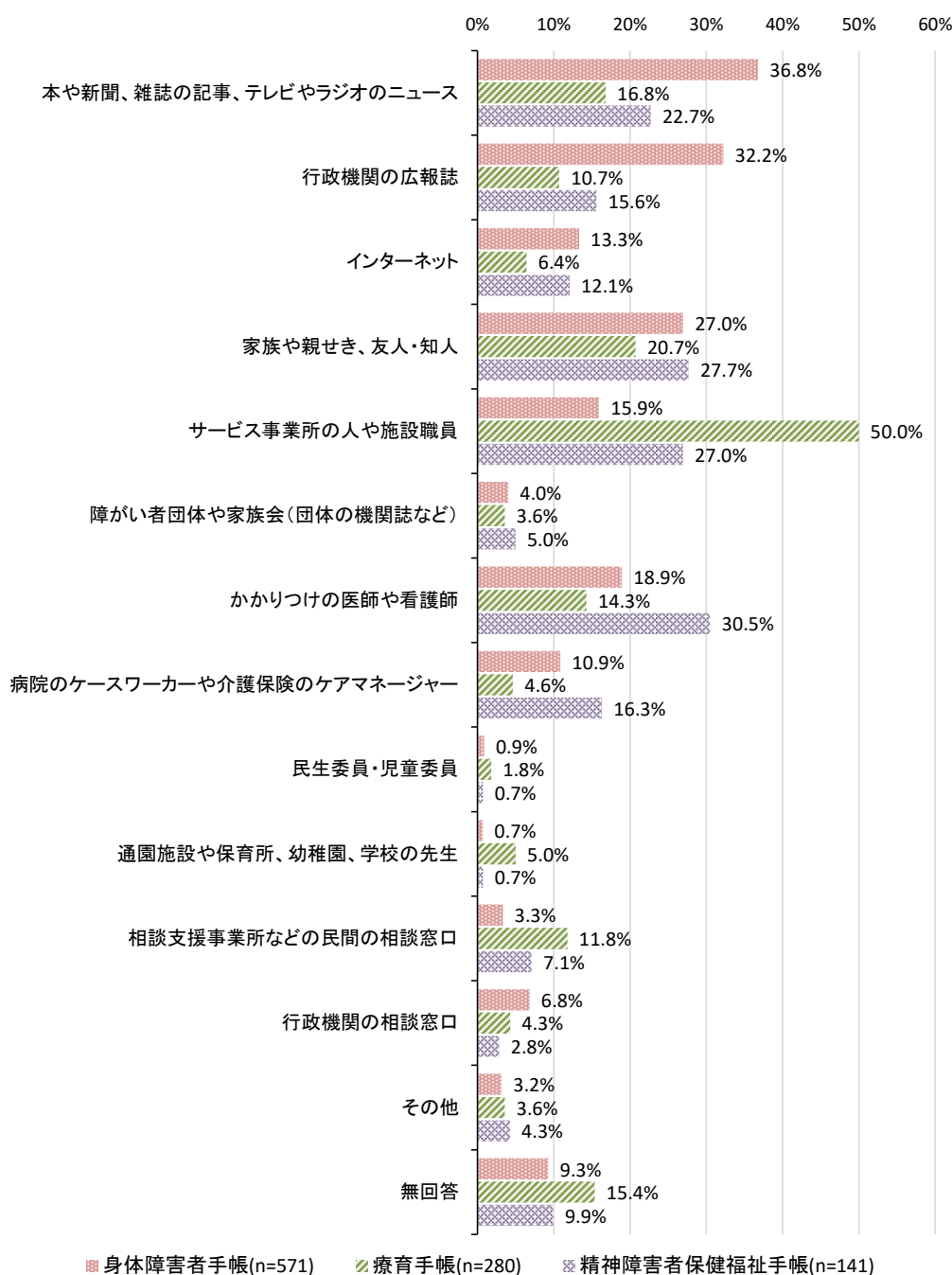
【手帳所持者別】



⑤障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を知る方法

手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(36.8%)、「行政機関の広報誌」(32.2%)の割合が高く、療育手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「サービス事業所の人や施設職員」(50.0%)の割合が高く、精神障害者保健福祉手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「かかりつけの医師や看護師」(30.5%)の割合が高くなっています。

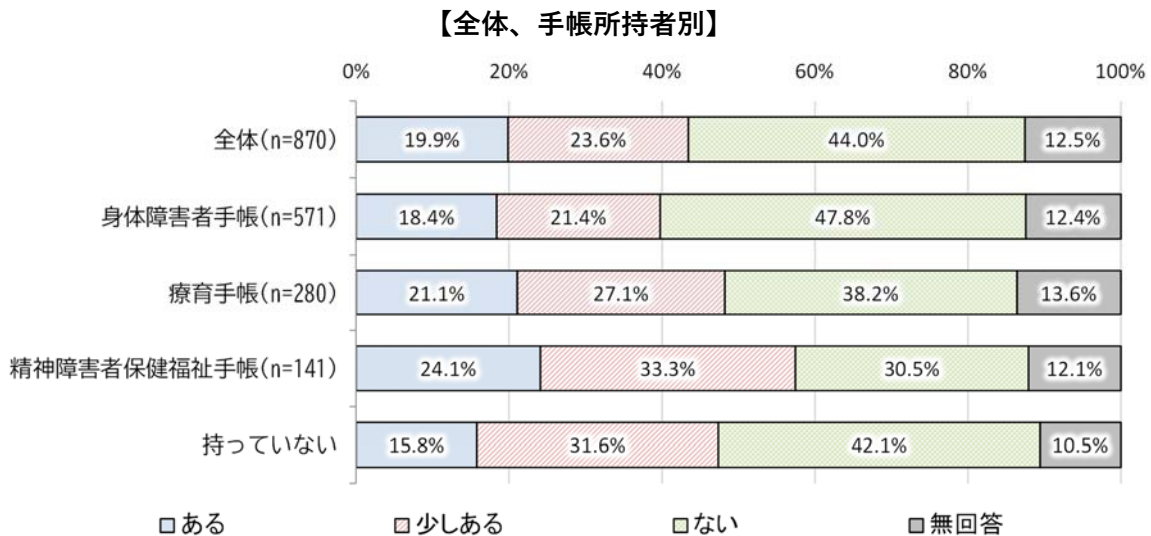
【手帳所持者別】



⑥差別や嫌な思いをする（した）ことの経験について

全体では、「ない」(44.0%) が最も高く、次いで「少しある」(23.6%)、「ある」(19.9%) となっています。

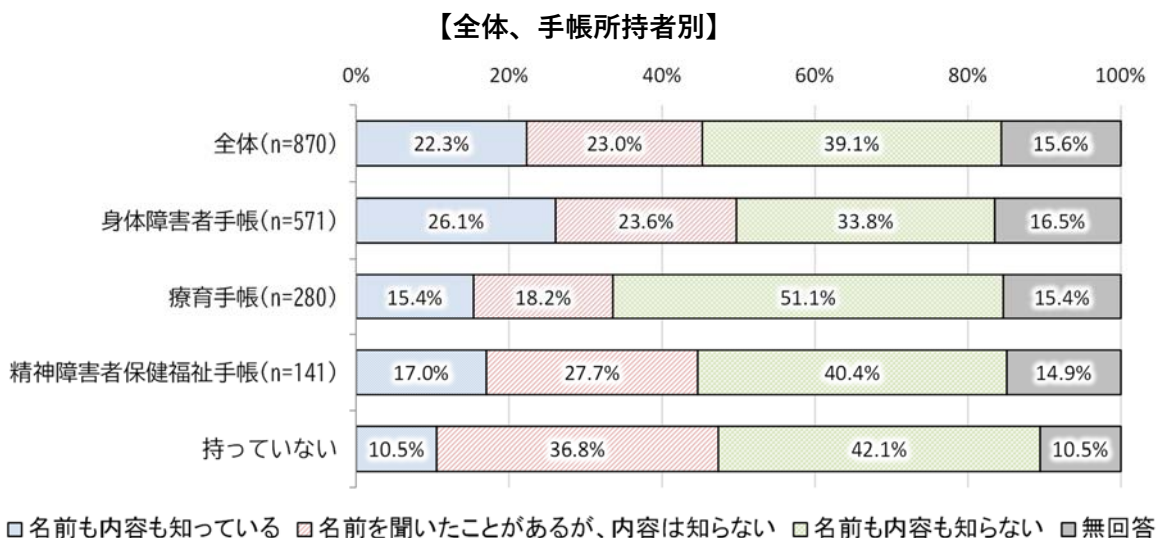
手帳所持者別でみると、身体障害者手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「ない」(47.8%) の割合が高くなっています。



⑦成年後見制度の認知度

全体では、「名前も内容も知らない」(39.1%) が最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(23.0%)、「名前も内容も知っている」(22.3%) となっています。

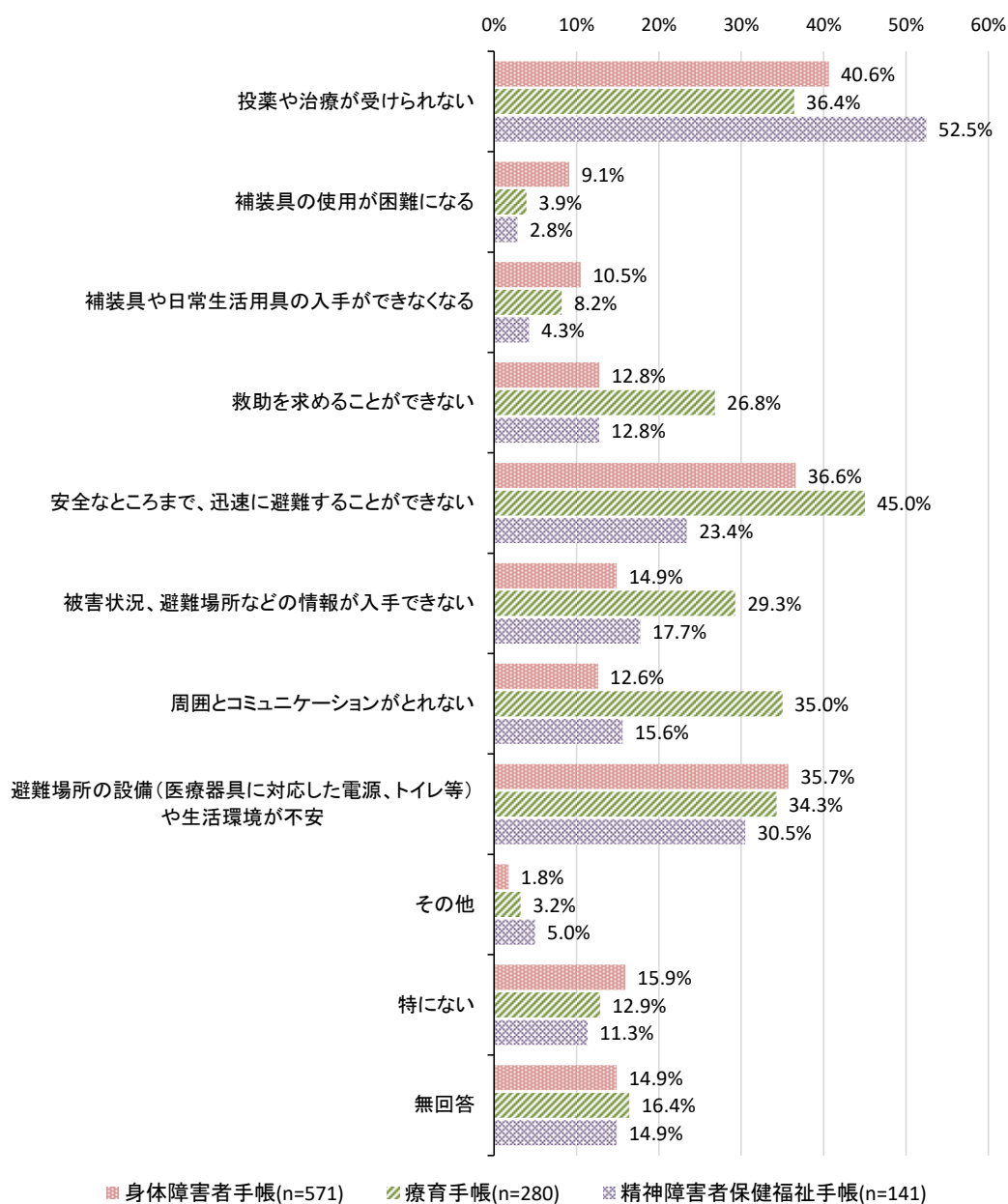
手帳所持者別でみると、療育手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「名前も内容も知らない」(51.1%) の割合が高くなっています。



⑧災害時に困ること

手帳所持者別にみると、療育手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「救助を求めることができない」(26.8%)、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」(29.3%)、「周囲とコミュニケーションがとれない」(35.0%)の割合が高く、精神障害者保健福祉手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「投薬や治療が受けられない」(52.5%)の割合が高くなっています。

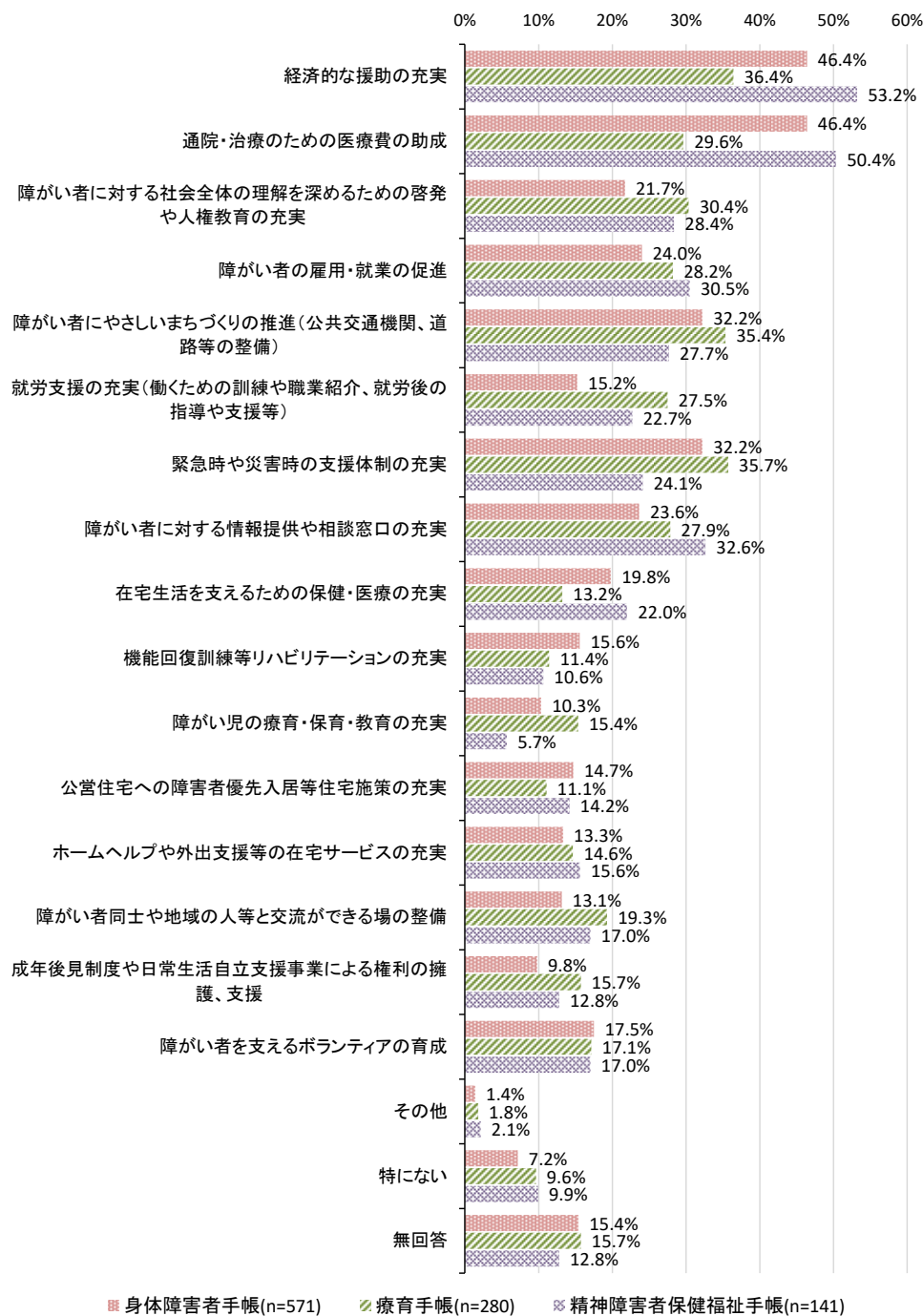
【手帳所持者別】



⑨障がい者に対する支援として、行政が充実すべきと思うこと

手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「就労支援の充実（働くための訓練や職業紹介、就労後の指導や支援等）」（15.2％）の割合が低く、療育手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「経済的な援助の充実」（36.4％）、「通院・治療のための医療費の助成」（29.6％）の割合が低く、精神障害者保健福祉手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「緊急時や災害時の支援体制の充実」（24.1％）の割合が低くなっています。

【手帳所持者別】



第3章 計画の基本理念と施策体系

1 計画の基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて各種施策が展開されることとなります。

近年、障がい者施策に関する制度上の見直しが進み、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しつつある中、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、できる限り住み慣れた地域で自立して暮らすことのできる環境の整備が求められています。

国においては、「障害者基本法」に基づく「第4次障害者基本計画」で、「共生社会の実現」を目指すこととしています。

本市では、「第3期南島原市障がい者計画」において、「障がいのある人もない人も共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現」を目標とし、障がい者施策の推進を図ってきました。

本計画では、前計画の目標を継承して、新たに基本理念として「障がいのある人もない人も共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現」を掲げ、障がいのある人もない人も対等の権利を持ち、住み慣れた地域でともに生活し、積極的に社会に参加できる南島原市を目指します。

【基本理念】

障がいのある人もない人も

共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現

2 計画の基本的方向

本計画においては、障がい者施策を、どのような立場の人にとっても暮らしやすい南島原市となるための「まちづくり」の一環として捉え、以下の3点を計画の基本的方向とし、様々な取り組みを推進していくこととします。

基本的方向1 自立した生活ができるまちづくり

障がいのある人のさまざまな状況のなかでの自立を支えるとともに、地域の中で充実した生活が続けられるよう、障がいの特性に応じた生活支援や就労支援、ライフステージに応じた健康づくりやリハビリテーションなどに関する取り組みを推進します。

生活支援	保健・医療	雇用・就業、経済的自立の支援等
------	-------	-----------------

基本的方向2 いきいきと暮らせるまちづくり

障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが同じ環境で教育を受けることができ、文化芸術活動やスポーツといった社会参加や生きがいがづくりが活発に行われるよう、様々な取り組みを推進します。

また、障がいのある人が安全・安心に生活することができるよう、災害等の緊急時の対策や防犯対策等を推進します。

教育、文化芸術活動・スポーツ等	生活環境	情報アクセシビリティ	安全・安心
-----------------	------	------------	-------

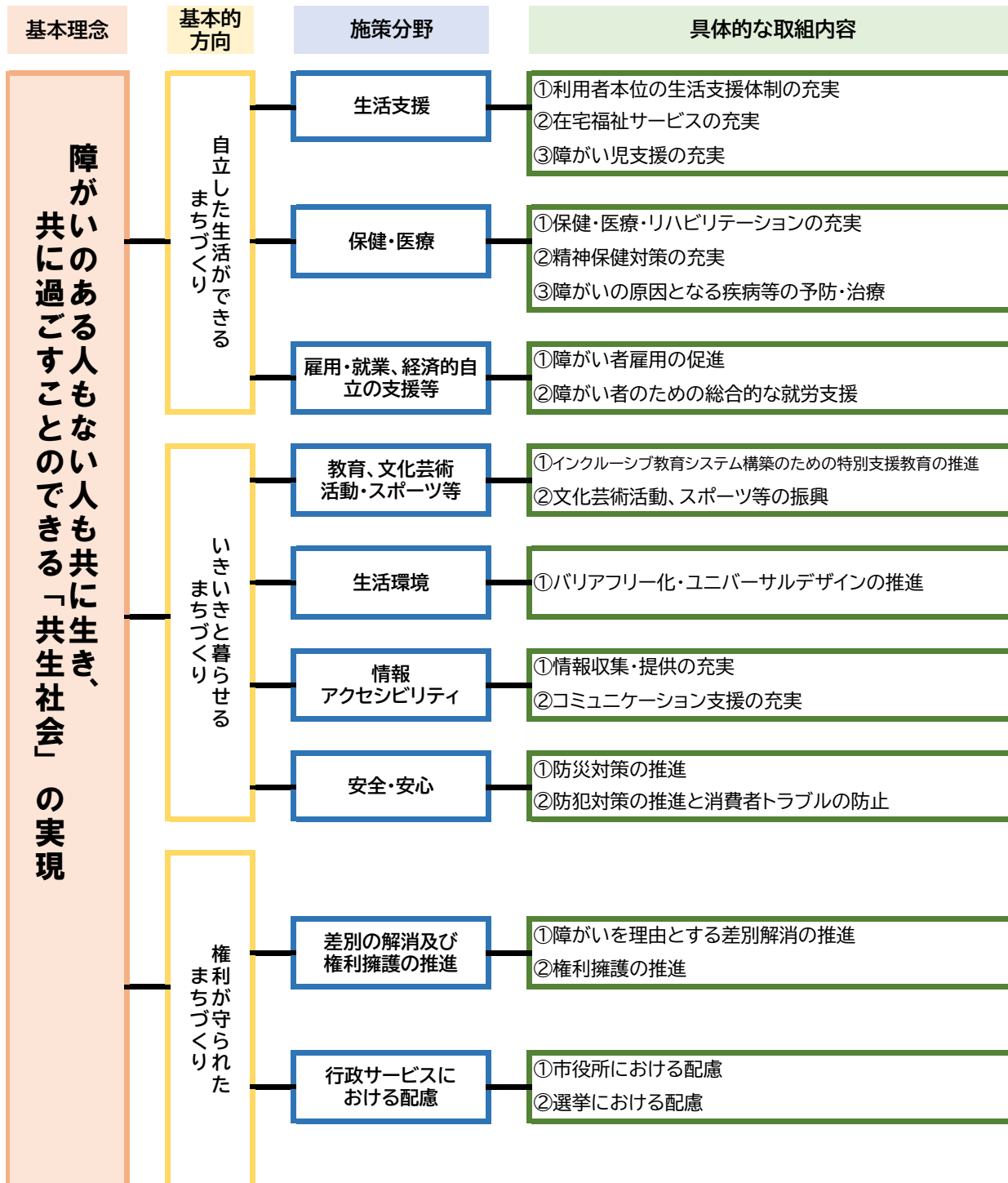
基本的方向3 権利が守られたまちづくり

障がいのある人の活動を制限したり、障がいを理由とする差別をなくすとともに、障がいのある人が特別視されることなく、地域の一員として尊厳を持って生活することができるよう、周知・啓発活動及び権利擁護に関する取り組みを推進します。

差別の解消及び権利擁護の推進	行政サービスにおける配慮
----------------	--------------

3 施策体系図

本計画では、基本理念の実現に向け、以下の施策体系に基づく施策の推進を図ります。



第4章 施策の展開

基本的方向1 自立した生活ができるまちづくり

(1) 生活支援

■現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるためには、様々なサービスが世代や性別等にとらわれず横断的に連携し、必要な支援を適切に、切れ目なく行っていくことが重要です。

本市では、多様化・複合化していくニーズに対応するために、必要に応じて個別支援会議の開催や、行政機関及び相談事業所間の連携強化に努めるなど、相談支援体制の充実に努めています。

また、障がいのある人の家族に向けた支援として、短期入所や日中一時支援の提供体制の充実に努めており、短期入所については平成27年度の256件から令和元年度では292件、日中一時支援については平成27年度の56件から令和元年度では65件に増加しています。

障がい児に向けた支援では、平成30年度より市町村に障がい児福祉計画の策定が義務付けられるなど、更なる充実が求められている状況です。本市においても様々なサービスを展開しニーズに対応していますが、各サービスにおいては今後も利用者増が見込まれます。今後はそれに対応すべく、人材の確保や体制面の更なる強化が必要です。

近年全国的に重要度が高くなっている子どもの発達に関する支援については、児童発達支援センターを中心として支援体制の充実を図っていましたが、同センターの休止（令和2年4月～）に伴い、事業者及び利用者から体制面への不満が挙がっています。今後の体制面の再整備については方向性の検討が必要である状況です。

■具体的な取組内容

①利用者本位の生活支援体制の充実

ア 相談支援体制の充実

障がい福祉サービス等の円滑な運用及びサービスの質の向上を図るため、相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。

また、窓口担当者の資質の向上を図り、利用者にとって身近で相談しやすい窓口としていくとともに、外出が困難な障がい者に対応するため、電話やFAX、電子メールによる相談のみならず、訪問相談による支援を充実に努めます。

さらに、市内の各種相談機関との連携を図り、情報の共有に努めます。

イ 障がい者ケアマネジメント体制の拡充

一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画の作成や、関係者が連携した個別支援会議の開催等を通じて、福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援を検討し、障がい者のケアマネジメントを行うことができるよう、今後も相談支援体制の拡充を図ります。

ウ 地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化

今後も地域自立支援協議会を地域の社会資源間のネットワークの核として、中立・公平性を確保する観点から相談支援事業の運営評価を実施するとともに、困難事例への対応のあり方に関する協議を通して、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図ります。

②在宅福祉サービスの充実

ア 介護給付体制の充実

居宅介護等訪問系サービスの提供による日常生活の支援の充実を図るとともに、常時介護を必要とする重度障がい者や医療的なケアが必要な方など、障がい者の多様な介護ニーズに対応するために、県南保健所や医療機関等医療に関する事業者との更なる連携を推進します。

イ 短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の提供体制の充実

地域で生活している障がい者が、家族の急病で在宅での対応が困難なときなどに、ショートステイの提供を行えるよう、必要なサービス量の確保に努めます。

また、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時的見守り等の支援を行う事業の必要なサービス量の確保を図ります。

ウ 移動支援等の充実

障がい者の社会参加を積極的に進めるため、計画相談支援事業者や各実施事業者と連携して、外出時における「移動支援」や、重度の障がい者で行動障がいがある方に対する「行動援護」、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に対する「同行援護」の質の向上と必要量の確保に努めます。

エ 入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実

自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、地域における居住の場としての公営住宅、空家、グループホーム等の充実を図ります。

③障がい児支援の充実

ア 児童発達支援の充実

児童発達支援事業所や障害児相談支援事業所が連携を図り、障がい種別に関わらず適切なサービスを、できる限り身近な場所で受けられるよう、児童発達支援体制の一層の充実を図ります。

イ 障がい児保育及び保育所等訪問支援サービスの充実

障がい児が、生まれ育った地域の保育所、幼稚園で保育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育所、幼稚園での受け入れを行うよう努めるとともに、子どもの心身の状況の正確な把握に努め、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。

また、専門的な支援を要する場合の保育所等訪問支援サービスの提供については、保育事業所等との連携を深めつつ、集団生活への適応のための支援に必要な量の確保に努めます。

ウ 療育・教育相談・就学指導に関する広報の充実

障がい児の保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障がい児に関わる療育・教育相談や就学指導についてわかりやすく説明したパンフレット等を作成、配布し周知に努めます。

(2) 保健・医療

■現状と課題

障害のある人が心身ともに健康な状態を保って生活していくために、本市ではリハビリテーションも含めて様々な保健・医療に関する取り組みを進めています。今後も障がいによる心身機能の低下の軽減や二次障がいの予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーションなど地域の保健医療体制の整備を図るとともに、自立支援医療等の活用を促進していくことが必要です。

身体的な健康の維持については、各種健診の体制整備や情報提供に努めていますが、未受診者への受診勧奨や情報提供の方策等には課題が残っている状況です。また、リハビリテーションの提供体制の確保には、市内外の医療機関とも連携した広域的な取り組みが必要であることから、今後も関係する機関や事業所等と検討・協議を深めていくことが重要です。

精神保健については、早期治療の促進、社会参加及び社会経済活動への参加を促進するなど、総合的な視点で働きかけを行っていくことが求められており、本市でも各種レクリエーションや出前講座の開催、市の保健師による訪問や面談等の取り組みを推進しています。今後は、地域生活への移行の受入体制、地域生活を継続するための支援体制について、医療機関や福祉サービス事業所、保健所等との連携体制の強化をさらに深めていくことが重要です。

一方、近年、本市ではこころの問題を既往している妊産婦が増加しており、妊娠、出産によりその症状が悪化し、精神的に不安定な状態から、養育が困難になるケースが増加しています。今後は、社会全体で支援し妊産婦の不安や負担を軽減できる仕組みづくりが必要であるとともに、産科・小児科医だけではなく精神科医との連携も視野に入れることが重要です。

また、未就学の発達障害児が利用できる児童発達支援センター等の施設が市内に少なく、療育を必要とする児は、市外の施設を利用している状況です。就学までの期間は限られている上に、移動が長距離だと利用者側の負担が大きいのと思われることから、市内でニーズに対応できる体制整備を推進することが重要です。

■具体的な取組内容

①保健・医療・リハビリテーションの充実

ア 障がい者の保健に関する情報提供と健康診査の受診勧奨

障がい者の健康づくりや保健に関する情報提供の充実を図るとともに、医師会等関係機関と連携して障がい者にも受診しやすい健診体制の整備に努め、障がい者の受診を勧めます。

イ 医療体制の整備

症状や状況に応じた治療、障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会や市内の医療機関、周辺の市及び県との連携により、広域的な医療体制の整備を図ります。

ウ 障がい者の歯科保健事業の推進

20歳から74歳の市民を対象とした歯周病予防健診を実施するとともに、歯科医師会による訪問歯科診療、及び県が実施する障がい者巡回歯科診療等の周知（主に広報紙掲載）に努めます。

エ リハビリテーション体制の体系的整備

医療機関相互及び福祉との連携による一貫したリハビリテーション体制の体系的整備を検討していきます。

オ 難病患者のサポート体制の充実

難病患者が安心した療養生活を送れるように、保健師等による家庭訪問を行うとともに、訪問看護師・ケアマネジャー・ヘルパーといった保健・医療・福祉の関係者と連携を図り、サポート体制の充実に努めます。

②精神保健対策の充実

ア 啓発・広報による制度の利用促進

自立支援医療（精神通院医療）制度や精神障害者保健福祉手帳制度等について、広報紙やホームページ、福祉ガイドなど様々な媒体を活用した啓発・広報により、更なる利用の促進を図ります。

イ 精神保健知識の普及・啓発と心の健康づくりの推進

精神的なストレスをため込むことなく解消できるよう、家庭や学校、地域や職場において、心の健康づくりを支援するとともに、健康教育の一環として心の健康づくり講座などを開催し、うつ病予防やストレス度チェックなどのメニューを通じて精神保健の知識、及び精神障がい者への正しい理解について普及・啓発を行います。

また、在宅の精神障がい者が社会生活に適應できるよう、各種レクリエーションの開催に努めます。

ウ 精神障がい者に対する保健事業の推進

精神障がい者が安定した生活をおくれるよう、保健師による家庭訪問、家族への支援などの充実を図ります。

③障がいの原因となる疾病等の予防・治療

ア 妊産婦に対する保健事業の充実

母性尊重の理念に立ちながら、妊産婦健康診査や妊産婦に対する相談、訪問指導等の充実に努めます。

また、出産後の母子の心身のケア及び育児サポートとして、産後ケア事業や乳児家庭全戸訪問事業を実施し、母子の健康維持に努めます

イ 乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進

医療機関との連携を図り、先天性代謝異常検査、新生児聴覚検査、乳幼児健康診査、発達相談等により、疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育を推進します。

また、保育園、認定こども園と連携を図り、発達専門機関への早期医療・早期療育につなげます。

ウ 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療の促進

特定健康診査と特定保健指導、及び若年者健診等の実施により生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を図るとともに、健康増進計画に基づき、若いうちからの予防重視の健康づくり運動を展開し、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。

エ 精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進

心の健康増進やストレス対策として、心の健康づくり講座や健康教育を行い、精神疾患等の予防に努めます。

また、保健師による相談や医師による精神保健相談により、疾病や障がいの早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。

(3) 雇用・就業、経済的自立の支援等

■現状と課題

障がい者の自立した社会生活を支援するうえで、就労の持つ意味は極めて重要です。国においては、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が含まれるようになり、障がい者の就業促進への取組が一層重要となっています。

本市では、障がい者の就労及び定着への支援として、計画相談事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所と連携を図り、障がい者の一般就労就職への支援やそれに必要な知識や能力の保持・向上に向けた支援を行っています。就労移行支援においては、平成27年度の113件から令和元年度では78件に減少、就労継続支援A型においては平成27年度の529件から令和元年度では555件に増加、就労継続支援B型においては平成27年度の1,871件から令和元年度では2,126件に増加しており、全体的に増加している状況です。一方、就労移行支援から一般就労への移行については、思うように進んでおらず、事業を休止する事業者も増えてきていることから、今後の体制整備に向けて検討を進めていくことが必要です。

一方、本市では平成31年4月より就労定着支援サービスを実施しており、雇用に伴い生じる各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行っています。実績としては平成30年度の4件から、令和元年度には16件と増加していますが、実施から日が浅いため制度自体の認知度は高いとは言えず、今後も更にニーズの把握、啓発、広報が必要です。

また、アンケート調査の結果では、「障がい者の就労支援として必要なこと」について、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」(39.2%)、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」(31.8%)、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」(29.3%)の割合が高く、障がい者を雇用する側である事業者への理解促進に向けた州都医・啓発を今後も更に進めていくことが重要です。

■具体的な取組内容

①障がい者雇用の促進

ア 事業主等への啓発・広報

ハローワーク等、雇用関係機関と協力し、障がい者雇用に関わる各種助成・支援制度等の啓発・広報に努めるとともに、短時間就労やトライアル雇用など、障がい者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、事業主等の理解を求めています。

また、職場でのコミュニケーション等に不安のある精神障がい者、発達障がい者の雇用促進のために、民間企業等に対して障がいの正しい理解を促進するための啓発・広報に努めます。

さらに、在宅就業障害者支援制度（在宅就業障がい者に仕事を発注する事業主に対して、特例調整金・特例報奨金を支給）の啓発・広報に努め、障がい者の多様な就業の促進を図ります。

②障がい者のための総合的な就労支援

ア 就労移行支援や就労継続支援の提供体制の確保

就労移行支援事業の拡充を図るとともに、計画相談事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所と連携を図り、障がい者の一般就労就職への支援やそれに必要な知識や能力の保持・向上に向けた支援を行います。

イ 就労支援関係機関との連携による就労支援体制の充実

障害者就業・生活支援センターを中心に、障がい者の就労に関する相談、障がい者職業センターとの連携による職業評価、ハローワークとの連携による職場開拓、福祉施設や作業所、実際の職場での実習等、多面的な就労支援を行うとともに、障害者就業・生活支援センターを含めた自立支援協議会就労支援部会にて、各関係機関・施設・企業等の支援者ネットワークの構築に向けた協議を進めます。

また、ハローワーク等、雇用関係機関と協力し、障がい者雇用に関わる各種助成制度等や精神障がい者、発達障がい者等の雇用促進のために、障がいの正しい理解を求め、啓発・広報に努めます。

ウ 就労定着支援の充実

平成30年4月から開始した就労定着支援サービスの充実を図るとともに、ジョブコーチ制度の普及・啓発に努め、積極的な活用による障がい者の職場定着を促進します。

また、障がい者の就職後の悩み相談に対し、関係機関との連携のもと、障がい者の就労定着を支援します。

短時間勤務、フレックス制度など障がい者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、企業・雇用主への理解を求め、就労環境の整備を図ります。

エ 事業所への支援

障害者優先調達推進法に則り、庁内各部署及び関係各所において、障がい者就労施設等への物品等の発注拡大に取り組めます。

基本的方向2 いきいきと暮らせるまちづくり

(1) 教育、文化芸術活動・スポーツ等

■現状と課題

障がい児の教育については、障がいの状態を踏まえた、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行うため、教育・相談・指導を行う体制及び施設設備の充実を図るとともに、障がいのない子どもと交流が行われる教育を推進することが重要です。

本市では、支援の継続性を維持できるように、個別の教育支援計画及び指導計画の引継ぎを確実に実施するとともに、特別教育支援助手 34 名を市内の全小中学校に配置し、支援体制の充実を図っています。

今後の就学に関する支援として、子どもの実態を把握した上で、就学相談会を実施しています。就学相談会において、本人や保護者と面談することで、就学に関する希望や悩みを共有し、適切な就学指導を行っています。

また、児童生徒の「学びの場の変更」については、学校や市就学相談会で情報を提供し、南島原市教育支援委員会で、専門家に助言を受けながら進めています。今後も児童生徒の成長や将来を見据えた上で、よりよい成長を支えるために、どのような教育支援、学びの場が必要かに留意して進める必要があります。

さらに、発達障害のある児童については、児童の実態を把握し、関係機関と情報共有を行いながら療育相談や医療につなげるようにしていますが、医療機関の受診が必要となった場合、人材面の問題により、即座の診断や検査ができないことが課題となっていることから、今後は、相談があったときに、すぐに対応できる常駐の人材の確保・育成等が必要です。

スポーツ・文化芸術活動の振興については、人間形成の重要な要素であるだけでなく、生活の質を高め、「ゆとり」や「生きがい」のある生活を送るという意味においても非常に重要です。また、障がい者に対する正しい理解と認識を深めるためには、障がいのある人とない人の交流やふれあう機会を通じてお互いを理解しあうことが効果的です。

今後も障がい者がより気軽に参加し、地域の人と交流できる文化・スポーツ活動のあり方を検討するとともに、その情報の提供や施設の整備についてもきめ細かな対応を図ることが重要です。

■具体的な取組内容

①インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

ア 教育支援体制の充実

障がいのある子ども一人ひとりの実態に即した就学となるよう、早期からの多様な教育相談に対応できる体制を整え、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しながら就学先の決定等、適切な教育支援を行います。

また、障がいのある児童生徒の発達の程度、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者への周知を促します。

イ 個々の特性に応じた教育支援の実践（再掲）

障がいのある子ども一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、多様な進路を含めた適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画を立て、その計画の実施、評価を行います。

また、進学、進級時においても支援の継続性を維持できるよう、各保育・教育機関との連携・協力を図り、一貫した支援体制の整備に努めるとともに特別支援教育助手（令和2年時点：市内全小中学校に34名配置）の配置を今後も進めます。

ウ 発達障がいに対応した相談等の充実

発達障がい者（児）については、就学後以降に発見されるケースも少なくないため、円滑に療育相談や医療へと結びつけられるよう、学校、市教育委員会、こども未来課等との情報共有などの連携を図ります。

エ 教職員の資質の向上と支援体制の充実

特別支援教育の充実のため、特別支援学級や通級指導教室の担当者の研修等を更に充実するとともに、各校の特別支援教育の中核となる「特別支援教育コーディネーター」に対して研修会を実施し、障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制の充実を図ります。

また、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促進し、教職員の資質向上を目指します。

さらに、市内の小中学校に配置している特別支援教育助手に向けて、より実践的なスキルを身に付けることができるよう研修会を実施します。

オ 教育環境の整備

障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材及び備品の整備を行うとともに、教育的ニーズに応じた新しい支援機器の導入を随時検討します。

また、障がい児の就学機会を拡充し、児童、生徒が安心して楽しく学校生活がおくれるよう、学校の建物や設備を障がい児に配慮したものとなるよう改善していくとともに、災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、学校施設のバリアフリー化を今後も推進します。

②文化芸術活動、スポーツ等の振興

ア スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化の促進

障がい者の活動の場を拡げるため、あらゆる障がい者の利用に配慮して、各種スポーツ施設、文化施設等のバリアフリーを考慮した改善を図ります。

イ 文化活動の支援

発表会や展示会の実施など、障がい者による文化活動を支援するとともに、発表の場を提供します。

ウ 各種イベント等への参加促進

市主催の各種行事・イベントや、子ども会、地域ボランティア活動、祭り等の地域行事に、障がい者の参加を促進するため、参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。

エ 障がい者スポーツの振興

県障がい者スポーツ大会への参加や、各種団体への補助を通じて、スポーツが生活をより豊かにするという視点に立って、生活の中で楽しむことのできるスポーツと競技性の高いスポーツの両面から振興を図っていきます。

(2) 生活環境

■現状と課題

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進は障がいのある人の社会参加にもつながるため、今後も継続的に環境整備に取り組んでいく必要があります。

本市では、障がいのある人の居住支援として、住宅改修費等の助成や公共機関等における段差の解消やトイレの改修といった取り組みを進めています。

アンケート調査の結果では、「外出する際に困ること」について、「道路や駅に階段や段差が多い」(13.6%)、「列車やバスの乗り降りが困難」(12.9%)、「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」(12.8%)との回答が一定数あることから、今後もニーズの把握を的確に行いながら、継続して取り組みを進めていくことが重要です。

■具体的な取組内容

①バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

ア 公共施設及び歩行空間のバリアフリー化の促進

バリアフリー新法や長崎県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう、バリアフリー化を考慮した公共施設の改修・整備をさらに促進するとともに、市内主要道路の段差の解消、幅の広い歩道の整備など歩行空間のバリアフリー化に努めます。

イ 公共交通機関の利便性の確保

バリアフリー新法の趣旨に則り、障がい者の移動が円滑に行われることを促進するため、交通事業者など関係先と協議し、低床型バスの配備や停留所等のバリアフリー化に努めます。

ウ ユニバーサルデザインによるまちづくりのための啓発活動の充実

ユニバーサルデザインによるまちづくりが、障がい者をはじめ、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることの啓発に努め、行政、市民及び事業者が一体となって、まちづくりに取り組みます。

(3) 情報アクセシビリティ

■現状と課題

情報の取得・利用におけるバリアフリー化は、障がい者が地域社会の中で生活し、積極的に社会参加していくために不可欠であり、障がいの特性に応じた意思疎通の手段を確保できる環境づくりが重要です。

アクセシビリティとは、国の第三次障害者基本計画中における新しい概念であり、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさを指します。障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進することが必要です。

アンケート調査の結果では、「障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先」について、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(31.4%)、「行政機関の広報誌」、「家族や親せき、友人・知人」(26.0%)、「サービス事業所の人や施設職員」(25.9%)等が高い割合となっており、情報の入手先・手段は多岐にわたっている様子がうかがえます。

この結果を踏まえ、スマートフォン・タブレットといったIT機器の使用を前提とした情報発信の方法や、障がい者への直接的な情報伝達だけでなく、関係する様々な主体からの情報伝達も視野に入れた検討を行うなど、情報発信の方法を随時検討していくことが重要です。

■具体的な取組内容

①情報収集・提供の充実

ア 多様な手段による情報提供の充実

各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関する様々な情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、市民の誰もが手軽に入手できるよう、情報誌や声の広報紙等の配布、市ホームページの活用など、様々な媒体を活用して情報提供を行います。

イ 保健・医療・福祉情報等の収集・整理

自立支援協議会や専門部会など、保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を活用して、最新の情報や地域の課題を整理・共有するなど、関係機関・施設間のネットワークの充実に努めます。

ウ 「障がい者ガイドブック」等の配付

障がい者に対する各種サービスの内容や利用条件、利用手続き等を紹介した「障がい者ガイドブック」をホームページ上で公開していますが、更なる周知を図るために、関係者へ配布を行います。

エ 市ホームページのユニバーサルデザイン化の推進

障がい者を含めたすべての市民が利用しやすいホームページとなるよう、ホームページ内の各記事内容の表示方法や、掲載画像を代替テキストで提供するなどの取り組みを今後も進めます。

オ 情報通信技術利用の啓発と支援

障がい者の情報の入手やコミュニケーションを支援し、社会参加を促進するため、タブレット端末といったＩＴ機器の給付や貸与による情報入手やコミュニケーションのための支援を行います。

② コミュニケーション支援の充実

ア コミュニケーション支援とその担い手の確保

聴覚に障がいがあり、コミュニケーションが困難な障がい者に対し、手話通訳者の派遣を行うとともに、その担い手となる手話奉仕員等の育成及び要約筆記の養成と派遣に努めます。

また、視覚障がい者や知的障がい者に対するガイドヘルパー（移動介護従事者）の利用等、障がい特性に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、その重要な担い手としてのボランティアの育成に努めます。

（４）安全・安心

■現状と課題

住民が安心して社会生活をおくるためには、地域全体での防犯・防災対策への取り組みが必要です。なかでも避難行動要支援者といわれる障がい者や高齢者については犯罪や事故、災害等の被害を受ける可能性が高くなっています。

本市では、災害時に障がい者の安全を確保できるよう、地域住民や事業所等と連携を図りながら、障がい者や高齢者等の要配慮者に関する情報の収集や、地域での支援体制づくり、また、障がい特性に配慮した避難所の確保等を推進しています。

アンケート調査の結果では、「火事や地震、台風などの災害時における避難」について「できる」の割合は４割にとどまっており、災害時等の避難体制の整備の充実もさることながら、障がい者に向けた避難体制等の周知についても合わせて重要です。

また、「福祉避難所の認知度」については、「知っている」の回答は約２割にとどまっており、体制整備の推進を図っていく一方、障がい者に向けた福祉避難所に関する情報提供も充実していくことが必要です。

■具体的な取組内容

①防災対策の推進

ア 災害の知識及び対処法についての啓発・広報

広報誌、ホームページ、防災関連マップなどの広報媒体を通じ、災害について必要な情報を市民及び通勤・通学者、旅行者等に分かりやすく提供して防災意識の向上につなげるとともに、関係機関と連携して、避難場所や避難経路、災害に対する対処法についての啓発を行います。

イ 災害時要援護者の情報把握と関係機関との連携

特に避難支援の必要性の高い人を中心に、個別の避難支援計画を作成し、情報の更新・修正等を随時行い、民生委員・児童委員や自主防災組織等との連携を推進します。

ウ 緊急通報受理体制の整備充実

障がい者やその家族が、緊急時に警察や消防署等の関係機関へ即時通報できるよう、緊急通報・連絡体制の整備、充実を図ります。

また、島原地域広域市町村圏組合消防本部で聴覚や発話の不自由な方がスマートフォンなどを使用して、火災や救急を通報することができるシステム（NET119）の普及・啓発に努めます。

エ 地域防災における連携

自治会等の地域の実情に応じて組織化ができるようその推進に努めるとともに、自主防災組織の組織率の向上と活動内容の充実を図ります。

また、市民との防災情報を共有化することで自助・共助の精神を養い、自主防災組織、消防機関等との連携に努めます。

オ 避難所等の整備

避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障がい者が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、体制の整備に努めます。

また、障害者支援を行う事業所等との「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」締結に向けて、検討及び協議を進めていきます。

②防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

ア 防犯対策の充実

自主防犯組織の育成と地域安全運動を広め、防犯意識の高揚を図り、安全なまちづくりを推進します。

また、「メール110番」、「FAX110番」により、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応します。

イ 消費者トラブルの防止

障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、広報紙やパンフレット等を用いて、悪質商法等についての情報提供を行うとともに、市消費生活センターを中心としてトラブル被害の防止に努めます。

また、警察や社会福祉協議会等関係団体で構成される消費者被害防止ネットワークにて、相談・見守り体制の充実を今後も推進します。

あわせて、障がい者の権利を守るための成年後見制度の活用について、更なる周知に努めます。

基本的方向3 権利が守られたまちづくり

(1) 差別の解消及び権利擁護の推進

■現状と課題

誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う共生社会を実現するためには、障がいを理由とした差別をなくすことが必要不可欠です。国においては、平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、県においては、平成26年4月から「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が施行されたことで、障がいを理由とする差別の解消に取り組むべき法的根拠が整備されました。

また、知的障がい者や精神障がい者など、判断能力が不十分な障がい者については、その財産や生活上の権利を守るための制度の活用が不可欠です。また、親亡き後の障がいのある人への生活支援と人権擁護など、障がいのある人の人権を擁護し、差別・偏見の無い社会づくりを推進することが大切です。

障がい者の中には、その障がいのために権利の行使ができなかったり、自己の意思表示が困難な人もいます。そういった障がい者の人権等の法的な問題などについて、相談や情報提供を行うとともに、支援体制を整備していく必要があります。

アンケート調査の結果では、「障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無」について、「ある」と「少しある」の合計は4割を超えており、障がいがあることで不愉快な思いや経験をしたことがある人が少なくない状況です。そのため、障がいのある人に対する不当な差別や社会的な障壁がなくなるように、相互理解に関する取り組みや啓発活動等を継続的に行っていく必要があります。

また、障がいのある人の人権が脅かされることのないよう、成年後見制度利用支援や虐待防止対策に向けた取組を一層強化していく必要があります。アンケート調査の結果では、「成年後見制度の認知度」について、「名前も内容も知らない」の割合は約4割となっており、制度の利用促進もさることながら、周知・啓発活動を通じて、制度の認知度の更なる向上を図っていくことが重要です。

■具体的な取組内容

①障がいを理由とする差別解消の推進

ア 市の広報紙や啓発パンフレット等による啓発・広報活動の充実

国、県などの啓発パンフレットの有効活用を図るとともに、広報誌等を利用した啓発・広報活動や市独自の啓発資料の作成、配布に努めます。

イ 啓発イベントと交流の充実

市が行う啓発イベントについては、障がい者団体やボランティア団体との連携を図り、そのあり方と内容を検証しながら、障がいの有無や種別、程度に関わりなく共に集い、理解を深めることができる交流の機会拡大を図ります。

ウ 地域の行事や集まりの中での啓発の機会拡充

地域の行事や集まりの中で、障がい者の地域生活について共に考える機会が増えるよう、障がい者団体や障がい者本人とその家族の側からの積極的な参画を推進し、障がい者が地域で自立した生活を送ることを促進します。

エ 多様なメディアを活用した啓発・広報の充実

市や障がい者団体等が行う障がい者関連行事や、市内の障がい者の様々な活躍等の情報を報道機関に積極的に提供し、マスメディアによる啓発・広報に努めます。

オ 学校教育における人権教育・福祉教育の充実

ノーマライゼーションの実現のために、幼い頃から人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うために、幼児教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進します。

また、障がい者への正しい知識と認識を深めるために、今後も引き続き、小・中学校における交流及び共同学習の場を積極的に設けるとともに、特別支援学校との共同学習の場を今後も積極的に設けていきます。

カ 障がい者団体等の積極的活用

障がい者の有する様々な問題や障がいの特性について、直接障がい者や障がい福祉関係者から話を聞ける機会を設けられるよう、障がい者や障がい者団体、サービス事業者等の活用による人権教育・福祉教育の充実に努めます。

②権利擁護の推進

ア 障がい者への虐待防止

障害者虐待防止法と障がい者虐待防止相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。

また、市障害者虐待防止センターを中心に、通報や届出があった場合は速やかに協議判定を行います。

イ 障がい者の権利擁護の充実

関係機関と連携しながら、障がい者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する研修会や講座等への参加を奨励し、これらの制度及び事業の普及・啓発を推進するとともに、地域における権利擁護の方策などについて検討します。

ウ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進と地域における権利擁護の充実を図るため、南島原市社会福祉協議会の成年後見センターに業務を委託して、市の中核機関を設置し、相談機能、広報機能の強化を図ります。

(2) 行政サービスにおける配慮

■現状と課題

サービス利用手続き時の各窓口の連携のあり方や公共施設における案内表示の方法など、引き続きサービス向上に向けて取り組んでいく必要があります。

本市では、市職員の福祉意識の向上策に取り組むなど、行政サービスの向上に努めている一方、アンケート調査では行政サービスに関する様々な指摘や要望があがっています。こうした意見は、障がいのあるなしに関わらず、市民全体へのサービス向上につながるため、今後も更に改善に向けて取り組んでいく必要があります。

■具体的な取組内容

①市役所における配慮

ア 合理的配慮の推進

市職員等に対する、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めるため、研修機会の確保や対応マニュアルの作成を進めるとともに、窓口等において障がいのある人にとって必要かつ合理的な配慮の徹底を図ります。

②選挙における配慮

ア 情報提供における配慮

点字による候補者情報の提供等、障がい特性及び障がい者の生活実態に応じた情報の提供に努めます。

イ 投票所における環境改善

移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化に努め、投票所における投票環境の向上に向けた取組を推進して、障がい者等が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。

第5章 障がい福祉計画

1 第6期障がい福祉計画の成果目標

国の基本指針及び本市の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けた各種事業の推進を図ります。

成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域生活移行者数

国の基本指針	
○令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
目標設定の考え方	
国の基本指針に基づいて、6%以上（5人以上）を地域生活に移行すべき本計画では、本市の実情を考慮し、令和5年度末時点で施設入所者の5人以上が地域生活へ移行することを目指します。	

成果目標		考え方
施設入所者数	80人	令和元年度末時点の入所者数
目標年度の地域移行者数	5人	令和5年度末の施設入所からグループホーム等への移行者数見込み

(2) 施設入所者数の削減

国の基本指針	
○令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。	
目標設定の考え方	
国の基本指針に基づいて、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することとし、令和5年度末時点の施設入所者数を78人とします。	

成果目標		考え方
施設入所者数	80人	令和元年度末時点の入所者数
目標年度の施設入所者数	78人	令和5年度末の施設入所者数
削減見込み	2人	令和5年度末の削減見込み数

成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針
○精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上とすることを基本とする。 ○精神病床における1年以上長期入院患者について、65歳以上と65歳未満のそれぞれの1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。 ○令和5年度の精神病床における早期退院率について、入院後3か月時点については69%以上、6か月時点については86%、1年時点については92%以上とすることを基本とする。
目標設定の考え方
国の基本指針に基づいて地域移行を進める事を基本としますが、本市においては、県が定める目標数値を参考としながら地域移行推進を行うこととし、地域の実情とグループホーム等居住の場の確保並びに支援体制の連携強化を図りながら進めることとします。

成果目標		考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1箇所	令和5年度末の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	令和5年度における保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

成果目標3 地域生活拠点等における機能の充実

国の基本指針
○令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。
目標設定の考え方
令和2年度末に、市内に地域生活拠点を1か所整備します。今後は機能の充実に向けて、運用状況の検証・検討を年1回実施します。

成果目標		考え方
目標年度の地域生活支援拠点等の確保数	1箇所	令和5年度末の地域生活支援拠点の箇所数
目標年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	1回	令和5年度における検証・検討の場の開催回数

成果目標4 福祉生活から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国の基本指針
○就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
○就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労の1.30倍以上とすることを基本とする。
○就労継続支援A型事業については、令和元年度実績のおおむね1.26倍以上、就労継続支援B型事業についてはおおむね1.23倍以上を目指すこととする。
目標設定の考え方
令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和元年度の一般就労移行者数が0人となっていることから、本市では基本指針に基づいて、本計画において3人以上とすることを目標とします。
また、令和5年度における就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数についても、令和元年度の一般就労移行者数がそれぞれ0人であるため、それぞれ1人以上とすることを目標とします。

成果目標		考え方
一般就労移行者数	0人	令和元年度の実績
目標年度の一般就労の移行者数	3人	令和5年度の一般就労移行者数
内訳	就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	1人
	就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	1人
	就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	1人

(2) 就労定着支援事業に関する目標

国の基本指針
○就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業所数等を踏まえた上で、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業の利用を7割以上とする。 ○就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とする。
目標設定の考え方
令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合、令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率が80%以上の事業所の割合をそれぞれ70%以上とすることを目標とします。

成果目標		考え方
就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合	70%	令和5年度の割合
就労定着支援事業の就労定着率が80%以上の事業所の割合	70%	令和5年度の割合

成果目標5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	
○令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。	
目標設定の考え方	
現在の体制を維持するとともに、相談支援体制の更なる充実と強化に努めます。	

成果目標		考え方
基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	令和5年度末時点における相談支援体制の有無

成果目標6 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の基本指針
○令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。

目標設定の考え方
長崎県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等に、障がい福祉サービス等関連業務を担当する職員を派遣します。 障害者自立審査等支払システム等については、現在、担当課で事業者等のサービス給付状況の把握を行っています。サービスの質の向上を図るために、具体的にどのような形での分析結果の共有や活用が考えられるか、今後検討を行います。

成果目標		考え方
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加人数	4人	令和5年度における参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	有	令和5年度における体制の有無

2 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービス

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分が区分1以上(児童の場合はこれに相当する心身の状態)である人	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある者であって常時介護が必要な人	自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	外出時に対象者に同行し、視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がい等により著しく行動が制限され、常時介護が必要とされる人(障害支援区分3以上)	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い者(障害支援区分6)で、 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、 ・ALS患者など呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供します。

②サービスの利用実績

種類	単位	第4期計画期間		第5期計画期間					
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護	人/月	95	58	66	64	71	69	76	68
④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援	時間/月	1,472	1,002	990	1,049	1,065	1,040	1,140	1,001

③サービスの見込量と確保策

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護	人/月	72	76	79
④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援	時間/月	1,080	1,140	1,185

(2) 日中活動系サービス

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする方で、①49歳以下の場合は障害支援区分3以上（施設入所の場合は区分4以上） ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	主として昼間において、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病対象者	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 A型	企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者	一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約あり）

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労継続支援 B型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人等	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。 (雇用契約なし)
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通じ就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で、 ①ALS患者など呼吸管理を行っている障がい支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障がい支援区分5以上の人	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所	①障害支援区分が区分1以上の人 ②障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

②サービスの利用実績

種類	単位	第4期計画期間		第5期計画期間					
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
生活介護	人/月	200	198	203	201	206	204	209	205
	人日/月	3,800	3,708	3,857	4,062	3,914	3,732	3,971	3,735
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	4	6	4	5	4	5	4	5
	人日/月	82	143	80	116	80	108	80	107
就労移行支援	人/月	10	10	14	5	15	7	16	6
	人日/月	136	197	224	185	240	129	256	130
就労継続支援 (A型)	人/月	47	48	49	50	51	46	53	47
	人日/月	1,020	1,057	1,029	1,067	1,071	999	1,113	1,011
就労継続支援 (B型)	人/月	156	167	180	169	180	177	180	175
	人日/月	2,964	3,323	3,600	3,240	3,600	3,595	3,600	3,612
就労定着支援	利用者数/年			3	1	3	1	3	1
療養介護	利用者数/年	26	25	25	24	25	24	25	24
短期入所	人/月	27	25	30	24	35	24	40	25
	人日/月	300	210	210	199	245	187	280	183

③サービスの見込量と確保策

種 類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	207	209	212
	人日/月	3,933	3,971	4,028
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	5	4	4
	人日/月	100	80	80
就労移行支援	人/月	6	5	5
	人日/月	120	100	100
就労継続支援（A型）	人/月	47	48	49
	人日/月	1,034	1,056	1,078
就労継続支援（B型）	人/月	189	202	216
	人日/月	3,780	4,040	4,320
就労定着支援	利用者数/年	1	1	1
療養介護	利用者数/年	25	25	26
短期入所	人/月	26	27	29
	人日/月	208	216	232

(3) 居住系サービス

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等	定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者（身体障がいのある人にあつては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

②サービスの利用実績

種類	単位	第4期計画期間		第5期計画期間					
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
自立生活援助	人/月			1	0	1	0	1	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	175	149	163	155	173	164	183	162

③サービスの見込量と確保策

種 類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人/月	168	172	177

（４）入所系サービス

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
施設入所支援	生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

②サービスの利用実績

種類	単位	第4期計画期間		第5期計画期間					
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
施設入所支援	人/月	81	83	83	82	82	80	81	81

③サービスの見込量と確保策

種 類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人/月	80	79	78

(5) 相談支援

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者 ・障がい福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者	（１）サービス利用支援 障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 （２）継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 ・精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

②サービスの利用実績

種類	単位	第4期計画期間		第5期計画期間					
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
計画相談支援	人/月	50	63	60	83	70	95	80	102
地域移行支援	人/月	1	0	1	2	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0	1	0

③サービスの見込量と確保策

種 類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	119	148	185
地域移行支援	人/月	2	2	2
地域定着支援	人/月	1	1	1

3 地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、障がい者、障がい児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じた事業を実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらずすべての人が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。

必須事業と実施している任意事業は、以下の通りです。

名称	実施事業
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業
	(2) 自発的活動支援事業
	(3) 相談支援事業
	(4) 成年後見制度利用支援事業
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業
	(6) 意思疎通支援事業
	(7) 日常生活用具給付等事業
	(8) 手話奉仕員養成研修事業
	(9) 移動支援事業
	(10) 地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	(1) 訪問入浴サービス事業
	(2) 日中一時支援事業
	(3) 福祉ホーム事業
	(4) 社会参加促進事業

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民	地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会や事業所訪問、イベントなどの啓発活動を行います。

【サービスの実績】

種類	単位	第4期計画期間		第5期計画期間					
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
理解啓発研修・啓発事業	実施の有無		無		無		無		無

【サービスの見込量と確保策】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有

②自発的活動支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民等	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、障がい者やその家族、地域住民等による地域による自発的な取組を支援します。

【サービスの実績】

種類	単位	第4期計画期間		第5期計画期間					
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
自発的活動支援事業	実施の有無		無		無		無		無

【サービスの見込量と確保策】

種 類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	有	有

③相談支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
障害者 相談支援事業	障がい者、 障がい児の 保護者、介護者等	障がい者や障がい児の保護者、介護者からの相談に対し、障がいに応じた必要な情報の提供や助言等を行います。
基幹相談支援 センター		地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。
基幹相談支援センタ ー等機能強化事業		市における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。
住宅入居等支援事業		障がい者が一般住宅に入居する際に、入居に必要な調整や家主等への相談・助言といった支援を行います。

【サービスの実績】

種類	単位	第4期計画期間		第5期計画期間					
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センタ ーの設置	実施の有無		無		無		無		無
基幹相談支援センタ ー等機能強化事業	実施の有無		無		無		無		無
住宅入居等支援事業	実施の有無		無		無		無		無

【サービスの見込量と確保策】

種 類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センターの設置	実施の有無	無	有※	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	有	有

※令和4年度以降は、設置に向けて取組むということで「有」としています。

④成年後見制度利用支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度利用が困難である者	障がい福祉サービスを利用する上で成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者に対し、成年後見制度の利用費用の補助を行い利用を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。

【サービスの実績】

種類	単位	第4期計画期間		第5期計画期間					
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1	3	1	3	1	4

【サービスの見込量と確保策】

種 類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	5	5

⑤成年後見制度法人後見支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
成年後見制度 法人後見支援事業	法人後見実施団体、 法人後見の実施を予定している団体等	障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援する事業です。

【サービスの実績】

種類	単位	第4期計画期間		第5期計画期間					
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無		無		無		無		無

※南島原市社会福祉協議会に委託して事業を実施しています。

【サービスの見込量と確保策】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	有	有

⑥意思疎通支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
意思疎通支援事業	聴覚その他の障がい のため意思疎通を図ることに支障がある 障がい者等	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【サービスの実績】

種類	単位	第4期計画期間		第5期計画期間					
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話通訳者派遣事業	回/年	384	722	550	811	550	715	550	716
要約筆記者派遣事業	回/年		27		20		14		19

【サービスの見込量と確保策】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	回/年	720	730	740
要約筆記者派遣事業	回/年	20	22	24

⑦日常生活用具給付等事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
日常生活用具給付等事業	障がい者等であって当該用具を必要とする者	障がい者（児）や難病患者等で当該用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図る事業です。 障がいの特性に合わせて国の定める6種の給付・貸与が行われます。

【サービスの実績】

種類	単位	第4期計画期間				第5期計画期間			
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護・訓練支援用具	件/年	1	7	1	6	1	7	1	5
自立生活支援用具	件/年	11	4	10	10	10	13	10	11
在宅療養等 支援用具	件/年	5	8	5	8	5	3	5	3
情報・意思疎通 支援用具	件/年	4	1	4	2	4	3	4	3
排泄管理支援用具	件/年	1,464	1,510	1,380	1,740	1,380	1,436	1,380	1,507
居住生活動作補助 用具(住宅改修費)	件/年	0	0	0	1	0	2	0	1

【サービスの見込量と確保策】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	8	8	8
自立生活支援用具	件/年	13	13	13
在宅療養棟支援用具	件/年	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	5	5	5
排泄管理支援用具	件/年	1,600	1,600	1,600
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	3	3	3

⑧手話奉仕員養成研修事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	実施主体が適当と認めたもの	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した方を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業です。

【サービスの実績】

種類	単位	第4期計画期間		第5期計画期間					
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話奉仕員養成研修事業	人/年		6		8		3		13

※令和2年度見込みは平成27年度から令和元年度までの終了者/受講者75.5%を令和2年度の受講者18人にかけて試算

【サービスの見込量と確保策】

種 類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	修了 見込者数	15	15	15

⑨移動支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
移動支援事業	市が外出時に移動の支援が必要と認めた障がい者等	身体、知的、精神等の障がいにより外出時の移動が困難な人に対し、外出の際の移動の支援を行います。

【サービスの実績】

種類	単位	第4期計画期間		第5期計画期間					
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
移動支援事業	人/年		7	8	6	9	8	10	7
	時間/年		540		470		569		489

【サービスの見込量と確保策】

種 類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人/年	8	9	10
	時間/年	560	630	700

⑩地域活動支援センター機能強化事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
地域活動支援センター機能強化事業		障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化することで、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

【サービスの実績】

種類	単位	第4期計画期間		第5期計画期間					
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
地域活動支援センター	箇所数	3	3	3	2	3	2	3	2
	実利用者数	550	497	580	482	590	503	600	541

【サービスの見込量と確保策】

種 類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	箇所数	2	2	2
	延べ人/年	560	580	600

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
訪問入浴サービス事業	身体障害者手帳 1 級に該当する方であって、両上肢及び両下肢の機能の障害を有する方またはこれに準ずる肢体不自由のある方で、家庭で入浴することが困難な方	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

【サービスの実績】

種類	単位	第4期計画期間		第5期計画期間					
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
訪問入浴サービス事業	人/年	5	5	5	5	6	4	7	4

【サービスの見込量と確保策】

種 類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人/年	5	6	7

②日中一時支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
日中一時支援事業	日中において支援するものがないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められた身体障がい者、精神障がい者、難病患者等の障がい者等	日中一時的にサービス利用を必要とする人に入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上での支援や創作的活動・生産活動の機会を提供します。

【サービスの実績】

種類	単位	第4期計画期間		第5期計画期間					
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
日中一時支援事業	実利用者数	6	11	6	10	7	9	8	9

【サービスの見込量と確保策】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人/年	10	10	10

③福祉ホーム事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
福祉ホーム事業	家庭環境、住居事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者の方	住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な相談・助言の支援を行います。

【サービスの実績】

種類	単位	第4期計画期間		第5期計画期間					
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
福祉ホーム事業	利用可能数 (人分)	2	2	2	2	2	2	2	2

【サービスの見込量と確保策】

種 類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム事業	人/年	2	2	2

④社会参加促進事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
社会参加促進事業	事業の実施により、社会参加が見込まれる障がい者等	手話通訳者・手話奉仕員の養成研修や自動車運転免許の取得や改造に係る費用の一部を助成するなど、障がい者への支援により、社会参加を促進します。

【サービスの実績】

種類	単位	第4期計画期間		第5期計画期間					
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
レクリエーション活動等支援事業	人/年	150	140	150	137	150	134	150	104
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	2	0	2	1	2	0	2	1
生活訓練等事業	人/年	750	388	430	382	440	326	450	315
手話通訳者奉仕員登録件数	人/年	10	11	12	11	13	14	14	14

【サービスの見込量と確保策】

種 類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
レクリエーション活動等支援事業	人/年	150	150	150
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	2	2	2
生活訓練等事業	人/年	460	470	470
手話通訳者奉仕員登録件数	人/年	15	16	17

第6章 障がい児福祉計画

1 第2期障がい児福祉計画の成果目標

成果目標 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

国の基本指針
○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ○令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
目標設定の考え方
本市では、児童発達支援センターについては1か所設置していましたが、諸事情により令和元年度から事業を休止している状況です。 国の基本指針では、令和5年度末時点における児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の提供体制について、それぞれ市内に1か所以上確保していることを目標とすることから、今後は実施主体や体制整備について検討を行い、市単独又は圏域での児童発達支援センターの計画期間内における再開を目指します。

成果目標		考え方
児童発達支援センター設置数	1箇所	令和5年度末時点における設置数
保育所等訪問支援の実施体制	1箇所	令和5年度末時点における設置数

(2) 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

国の基本指針
○令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ○令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
目標設定の考え方
令和5年度末までに、国の基本指針に基づいて、保育所等訪問支援を利用できる重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所確保します。 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、南島原市地域自立支援協議会の部会において協議をすることとします また、国の基本方針に基づいて、令和5年度末までに医療的ケア児に関するコーディネーターを市内に1名配置することとします。

成果目標		考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数	1箇所	令和5年度末時点における確保数
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	1箇所	令和5年度末時点における確保数
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1回	令和5年度末時点における関係機関の協議の場の年間開催回数
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	1人	令和5年度末時点における配置数

2 障がい児福祉サービスの見込量と確保方策

(1) 障害児通所系サービス

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児	未就学の障がい児に対し、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	未就学の肢体不自由のある児童	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進します。

②サービスの利用実績

種類	単位	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
児童発達支援	人/月	27	40	37	38	39	36	41	32
	人日/月	81	110	104	105	110	98	115	79
医療型児童発達支援	人/月		0	0	0	0	0	0	0
	人日/月		0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	113	92	110	111	126	124	142	122
	人日/月	988	783	968	1,193	1,109	1,276	1,250	1,231

③サービスの見込量と確保策

種 類	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	人/月	37	37	38
	人日/月	111	111	114
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	166	223	299
	人日/月	1,494	2,007	2,691

(2) 障害児訪問系サービス

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所等を訪問し、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

②サービスの利用実績

種類	単位	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
保育所等訪問支援	人/月	4	2	3	1	4	3	5	3
	人日/月	6	2	3	1	4	3	5	3

③サービスの見込量と確保策

種 類	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保育所等訪問支援	人日/月	4	5	6
	人/月	4	5	6

(3) 障害児相談支援サービス

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
障害児相談支援	障がい児通所サービスを希望する児童	■障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ■継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

②サービスの利用実績

種類	単位	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
障害児相談支援	人/月	120	23	30	28	40	34	50	37

③サービスの見込量と確保策

種 類	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害児相談支援	人/月	53	83	129

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 関係機関との連携強化

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境等、広範囲にわたっていることから、福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。さらに、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援をすすめます。

(2) 国や県、近隣市町との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正等も重要となるため、国や県からの情報を収集しながら、制度の改正等の変化を踏まえて施策を展開していきます。さらに、計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度等を活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度等、障がいのある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。

また、市内で実施のないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケース等、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

2 計画の進捗管理

本計画で定めた事項については、本市のみならず関係機関・団体と連携し、国や県の施策の動向等も注視しながら、定期的に進捗状況の調査・分析及び評価を行います。施策の実績や達成状況等については、計画策定委員会等に報告し毎年検証することで、本計画の効果的な推進を図ります。

また、本計画における目標数値及びサービス見込量については、PDCA サイクルを用いて、年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策等の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行います。また、必要があると認める場合には、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

令和5年度には、3か年の評価を踏まえ、「南島原市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」の策定を行うこととします。

南島原市第4期障がい者計画・
第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画

発行：令和3年3月 企画・編集：南島原市 福祉保健部 福祉課
〒859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地
TEL：0957-73-6651 F A X：0957-85-3142



南島原市

編集・発行 / 南島原市役所

〒859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2

TEL:0957-73-6600